



令和8年度

苫小牧市 入所ガイド (入所の手引き)

保育所

認定
こども園

小規模
保育施設

幼稚園



とまろっぴ

入所ガイド
電子版はこちら



申請にあたっての同意事項（重要） <必ずご一読ください>

給付認定申請（入所申請）にあたって、次の事項に同意の上、申請してください。

1. 給付認定申請について

- (1) 申請内容が事実と相違した場合（提出書類の偽造・改ざん等を含む）は、苫小牧市が給付認定及び入所又は入所の内定を取り消すことがあります。
- (2) 苫小牧市外から転入予定の方について、給付認定保護者が入所日までに苫小牧市に転入しなかった場合は、苫小牧市が給付認定及び入所又は入所の内定を取り消すことがあります。
- (3) 申請時点、入所決定時点から世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに変更申請の届出を行ってください。変更申請の届出が遅れた場合、認定や入所調整、利用者負担額（保育料）等に影響することがあります。

2. 入所申請及び入所後の注意点について

- (1) 申請に必要な書類は、原則、すべてそろえた状態で提出してください。なお、保育を必要とする理由の証明書類（就労証明書等）を申請の締切日までに提出できなかった場合は、保育の必要性が確認できないため、入所調整時の優先度が求職活動と同様になります。
- (2) 入所の内定を正当な理由なく辞退した場合、同一年度内におけるその後の当該施設の入所調整において、優先順位が下がる等の影響が出る場合があります。
- (3) 申請後に入所する必要が無くなった場合は、速やかに連絡し、申請を取り下げてください。取り下げの連絡等が無い限りは、申請年度の3月1日入所まで入所調整の対象となります。
- (4) 認可保育施設で行う面接で「児童を安全に保育できる」と判断された場合のみ、入所を決定します。なお、入所日は毎月1日付けです。
- (5) 入所後1週間～2週間程度は午前保育（ならし保育）となります。ただし、個人差があるため、1か月以上かかる場合もあります。
- (6) 認可保育施設は、保護者が日中、家庭保育ができない時間に限り利用することができます。保護者の保育を必要とする理由が「就労」の場合は、就労時間＋送迎時間がお子さんを預けることのできる時間です。両親のどちらかが仕事が休みの場合（土曜日も含む）は、原則預けることはできません（認定こども園の3歳クラス以上児における幼児教育の時間を除く）。
- (7) 保護者の保育を必要とする理由が「その他（育児休業）」で入所する場合は、入所日から2か月以内に復職してください。2か月经っても復職できなかった場合は、原則退所となります。
- (8) 長期（連続して1か月程度）にわたり欠席が続く場合は、保育の必要性がないと判断し、原則退所となります。
- (9) 入所中に保護者が苫小牧市外へ住民票を異動した場合は、苫小牧市での給付認定が切れるため、原則退所となります。ただし、単身赴任等、保護者が1人でも市内に残る場合は、給付認定保護者の変更をすれば給付認定及び入所の継続は可能です。
- (10) 入所後、何らかの理由により転園したいという希望がある場合は、転所届を提出してください。ただし、入所していない児童を優先して入所調整するため、転園の調整は難しいです。毎年度希望した場合であっても、卒園まで転園できないこともあります。
- (11) 小規模保育施設は、0歳児から2歳児までを対象とした保育施設です。年度途中で3歳に達した場合は当該年度末に卒園となります。その後も他の保育施設の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。なお、再度入所調整を行うため、利用を希望する保育施設の空き状況等によっては、入所が保証されるものではありません。

3. 利用者負担額（保育料）等の算定について（詳細はP19,20をご覧ください）

- (1) 父母が一定の収入に達していない場合は、同居の扶養義務者等の税額を合算して決定することがあります。
- (2) ひとり親世帯で同居するパートナーの方がいる場合は、当該同居者の税額を合算して決定します。
- (3) 毎年4月～8月と9月～翌年3月で算定に必要な市民税の課税年度が替わるため、再度算定を行います。税額によっては、入所途中で利用者負担額（保育料）が上がったり、免除対象だった副食費が免除対象外へ変更となることがあります。
- (4) 市民税の申告がない場合、利用者負担額（保育料）等が最高階層で算定されることがあります。また、税の修正申告等により課税額が変更になった場合は、利用者負担額（保育料）等が遡って変更（追徴又は還付）されることがあります。

も く じ

◆市内の教育・保育施設一覧	P1
◆市内教育・保育施設について	P3
1. 保育所等利用対象のお子さんについて（保育が必要な理由）	P4
2. 認定区分について	P4
◆入所申込みについて（2・3号）	P5
1. 申込みから入所までの流れ	P5
（1）申込み施設	
（2）申込み～入所の流れ	
（3）申請期間について	
2. 入所の申請に係る書類について	
（1）必要な書類一覧	P6
（2）記載例等	
①給付認定申請書 記載例	P7
②心身状況票 記載例	P8
③就労証明書の注意点	P9
④就労証明書の記載必要項目チェックリスト	P10
⑤保育施設入所申込者実態調査書 記載例	P11
⑥疾病・障がい 記載例	P12
⑦介護・看護 記載例	P13
⑧就学について	P13
⑨妊娠・出産 提出書類	P14
（3）入所申請、入所の注意点について	P15
①入所申請について	
②入所調整について	
③入所申請後の変更や取り下げについて	
④慣らし保育について	
⑤保育時間について	
⑥転園について	
⑦早朝・延長保育について	
⑧小規模保育施設の入所について	
（4）苫小牧市保育施設入所基準	P18

◆保育料等について（２・３号認定）	P19
1. ０～２歳児クラスの利用負担額（保育料）等について	P19
（１）保育料算定のしくみについて	
（２）標準時間・短時間の認定区分について	
（３）保育料の軽減世帯について	
2. ３～５歳児クラスの利用負担額（給食費）等について	P20
（１）副食費について	
（２）副食費徴収・免除世帯について	
◆幼児教育・保育無償化について	P22
1. 無償化の対象となるお子さん・施設	
2. 保育所、幼稚園、認定こども園等利用するお子さん	
3. 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用するお子さん	
4. 認可外保育施設等を利用するお子さん	
5. 企業主導型保育施設を利用するお子さん	
◆広域入所について	P24
◆休日保育について	P24
◆入園申込みについて（１号）	P25
1. 申込み方法について	
2. 利用負担額等について	
3. 預かり保育と新２・３号認定について	
◆その他の保育サービスについて	P27
1. 一時保育について	
2. 病後児保育について	
3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	
4. ファミリー・サポート・センターについて	
◆教育・保育施設等 MAP （西部～中心部～東部）	P35

◆ 市内の教育・保育施設の一覧

●認可保育所一覧(13園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	うとない保育園	東雲福祉会	059-1307	ウトナイ南3丁目20番1号	82-8161
2	沼ノ端おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1305	沼ノ端中央4丁目12番27号	55-0705
3	拓勇おひさま保育園	沼ノ端福祉会	059-1302	拓勇西町7丁目1番4号	52-0020
4	あけの保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0054	明野新町5丁目13番30号	57-3543
5	みその保育園	苫小牧市	053-0041	美園町4丁目26番10号	34-4339
6	なかの保育園	中野福祉会	053-0005	元中野町2丁目12番5号	38-5588
7	すえひろ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0011	末広町1丁目2番22号	36-9656
8	山手キューピット保育園	山手の里	053-0851	山手町1丁目12番3号	73-2762
9	たいせい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0806	大成町1丁目14番26号	72-9257
10	さくらぎ保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0832	桜木町3丁目24番23号	73-7033
11	こいとい保育園	苫小牧市福祉事業協会	053-0821	しらかば町5丁目6番14号	73-2600
12	いとい北保育園	苫小牧市	053-0833	日新町4丁目3番15号	74-2110
13	錦岡保育園	錦岡福祉会	059-1264	宮前町2丁目28番15号	67-0033

●認定こども園一覧(23園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	勇払幼稚園	勇払学園	059-1372	字勇払142番地の22	56-2300
2	第2はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番9号	55-2221
3	はくちょう幼稚園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町3丁目4番6号	55-3545
4	苫小牧のぞみ幼稚園 ※	小池学園	059-1303	拓勇東町8丁目1番7号	51-6200
5	幼稚舎あいか	百合愛会	053-0053	柳町4丁目9番17号	53-0021
6	苫小牧いずみ幼稚園	小池学園	053-0042	三光町5丁目7番29号	33-5370
7	苫小牧藤幼稚園 ※	藤天使学園	053-0045	双葉町2丁目9番9号	32-2742
8	認定こども園おとわ	みやま福祉会	053-0044	音羽町2丁目10番8号	36-5056
9	苫小牧中央幼稚園	苫小牧中央学園	053-0006	新中野町3丁目16番4号	84-7357
10	苫小牧マーガレット幼稚園	鈴木学園	053-0034	清水町2丁目11番8号	34-7810
11	苫小牧聖ルカ幼稚園	聖公会北海道学園	053-0018	旭町2丁目6番19号	36-1156
12	苫小牧ふたば幼稚園	ふたば学園	053-0027	王子町1丁目2番18号	34-6250
13	苫小牧すみれ保育園	明日萌	053-0803	矢代町3丁目7番47号	84-3520
14	かおり幼稚園	北海道キリスト教学園	053-0802	弥生町2丁目8番25号	72-5503
15	はなぞの認定こども園	沼ノ端学園	053-0853	花園町2丁目11番15号	71-6687
16	苫小牧あおば認定こども園	北海道徳風学園	053-0855	見山町4丁目6番4号	72-7411
17	原学園ひかり幼稚園	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	74-4600
18	認定こども園ひよし ※	苫小牧市福祉事業協会	053-0816	日吉町2丁目9番25号	73-7620
19	エンゼル幼稚園	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目6番6号	72-0101
20	ピノキオ苫小牧幼稚園	坂本北海道学園	053-0833	日新町3丁目6番10号	73-3111
21	ひかりの国幼稚園	原学園	053-0814	字糸井353番地の1	74-4800
22	青空幼稚園 ※	絆学園	053-0823	柏木町2丁目3番5号	72-3266
23	苫小牧もも花幼稚園	浅利教育学園	059-1271	澄川町3丁目16番8号	67-5650

※令和8年4月から認定こども園へ移行（青空幼稚園は8月より移行）

●小規模保育施設一覧(14園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	苫小牧なの花保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番31号	53-6200
2	バンビ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央2丁目9番32号	53-0550
3	パンダ保育園	沼ノ端学園	059-1305	沼ノ端中央3丁目4番16号	84-1740
4	ひだまりのもり保育園	岡崎美加	059-1304	北栄町1丁目17番8号	84-7490
5	コアラ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町2丁目21番15号	61-1924
6	ヒヨコ保育園	沼ノ端学園	059-1304	北栄町4丁目1番6号	84-8567
7	なないろ保育園	尾崎里紗	059-1302	拓勇西町4丁目14番25号	57-8205
8	苫小牧育成そよかぜ保育園	苫小牧育成	053-0031	春日町2丁目10番12号	35-1010
9	ひかりチャイルドケアセンター	原学園	053-0811	光洋町3丁目13番2号	75-1006
10	青空すまいる保育園	絆学園	053-0816	日吉町1丁目4番22号	84-3313
11	ベビーエンゼル！！	坂本北海道学園	053-0821	しらかば町5丁目5番19号	75-7373
12	ベビーピノキオ	坂本北海道学園	053-0833	日新町2丁目4番29号	76-0100
13	青空にじいろ保育園	絆学園	053-0823	柏木町2丁目5番1号 1F	74-7459
14	青空ことり保育園	絆学園	059-1261	ときわ町3丁目7番24号	84-3248

●幼稚園一覧(2園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	駒沢苫小牧幼稚園	駒沢苫小牧学園	053-0041	美園町1丁目9番1号	33-9794
2	錦岡幼稚園(休園)	小沼学園	059-1273	明德町4丁目6番61号	67-0950

●認可外保育所一覧(5園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	植苗保育園(一時休園)	植苗町内会	059-1365	字植苗40番地の55	58-2456
2	苫小牧育成かすが保育園	高橋義則	053-0031	春日町1丁目6番20号	84-5559
3	ドレミ保育園	吉川昌志	053-0022	表町5丁目5番4号村上ビル 2F	82-9970
4	リトルハウス さくらんぼ	半田弘美	053-0026	幸町2丁目7番6号	36-1112
5	森のころねようちえん	森のころね	053-0035	字高丘60番地の10	080-4500-3996

●企業主導型保育施設一覧(3園)

NO.	園 名	運営事業者	郵便番号	住 所	電話番号 (0144)
1	苫小牧みらい保育園	明日萌	059-1307	ウトナイ南6丁目8番36号	53-6100
2	ペンギン保育園	平成醫塾	053-0054	明野新町4丁目22番5号	84-7670
3	つちっこ保育園	奏和会	053-0034	清水町2丁目1番2号	61-1025

◆ 市内教育・保育施設について

施設の種類	施設の概要	入所の条件	利用時間	申込み先
認可 保育所	保育を必要とする 小学校就学前のお子さん を保育することを目的 とする福祉施設	あり ※2・3号認定 ※詳細は4ページ	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
小規模 保育施設	認可保育所と同じ役割 定員6人から19人以下 で0歳から2歳児 を対象とした施設	あり ※3号認定 ※詳細は4ページ	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
認定 こども園	①保育所と②幼稚園の 機能をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行 う施設	①保育所利用：あり ※2号・3号認定	7時30分 ～ 18時30分	市へ申込み
		②幼稚園利用：なし ※1号認定	4時間程度 ※教育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み
幼稚園	学校教育法に基づく 「学校」です。満3歳 から小学校就学前まで のお子さんを保育する 教育施設	なし ※1号認定	4時間程度 ※教育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み
認可外 保育所	独自の基準を設けてい る保育施設 企業が主となり運営す る企業主導型保育施設 もある	認可外：なし 企業主導型：あり	保育時間は 園により異なる	希望する 園へ申込み

* 満3歳児入園とは

満3歳になって幼稚園に通い始めると、4年間幼稚園に通う形になるためこれを「4年保育」と呼びます。一部では「満3入園」や「年少少」と呼ぶ園もあります。

利用希望者は各園にお問い合わせください。満3歳児入園（1号認定）は無償化の対象となります。

1. 保育所等利用対象のお子さんについて【保育が必要な理由】

認可保育所・小規模保育施設・認定こども園(保育所部分)、企業主導型保育施設の利用については次の

(1)、(2)の両方に該当するお子さんが対象です。

(1) お子さん及びお子さんの保護者が苫小牧市に住所を有している。(企業主導型保育施設は除く)

(2) お子さんの保護者の両方が次の①から⑧のいずれかの理由により、お子さんを保育できない。

保育が 必要な理由	内 容	保育の 必要量	
		標	短
① 就労	会社や自宅等で就労（自営業含む） 休憩時間を除き月64時間以上就労している場合に該当	○	○
② 妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産日の翌日から8週間後の月末まで ※多胎妊娠の場合は産前14週前から	○	○
③ 疾病・障害	病気やけが又は心身に障がいがある	○	○
④ 介護・看護	同居親族の介護や看護を常時している	○	○
⑤ 家庭の災害	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている	○	○
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	×	○
⑦ 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している 自習・休憩時間を除き月64時間以上就学している場合に該当	○	○
⑧ その他	上記①～⑦に類する状態にある	○	○

※標：標準時間利用（7時30分～18時30分の11時間まで）

短：短時間利用（8時30分～16時30分の8時間まで）としています。

※求職活動を理由とする場合は、短時間利用のみとなります。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・認可外保育所は、保育が必要な理由がなくても利用できます。

2. 認定区分について

●認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設の利用に当たっては
苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で 教育を受けるお子さん	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で 保育を必要とするお子さん	認可保育所、小規模保育施設 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で 保育を必要とするお子さん	

※認定申請は入所(園)申込み時に行います。

※満3歳以上で認定こども園を利用する場合、【保育が必要な理由】があっても1号認定を受ける
ことができます。

●幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などの利用について、助成を受けることができます。

助成を受けるためには苫小牧市から「認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設	申込み先
新2号認定	3歳児クラス以上	幼稚園・認定こども園(幼稚園 園部分)の預かり保育、認可 外保育施設等	利用を希望する園へ
新3号認定	0～2歳児クラス ※住民税非課税世帯のみ		

◆ 入所申込みについて（2号・3号）

1. 保育所等への入所申込み～入所の流れについて

(1) 申込み施設

認可保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設



申請書類はこちらから
ご確認ください

(2) 申込み～入所の流れ

① 市役所等から入所申請書をもらう

申込みに必要な書類をお渡しします

☆ もらえる場所 ☆

(1)市役所幼保施設課（18番窓口）
(2)子育て支援センター (3)各園、各施設

② 市役所に入所申請書を提出する

入所希望月によって申請期間が違います
(下記参照)

※締切日を過ぎた申請については、翌月分の選考になります

③ 入所調整後、市役所から連絡がくる

申請書類により市が選考します

入所調整とは、市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じて保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行うことです

④ 施設と面接をする

希望したいすれかの施設と親子で面接します

面接により、集団での保育が困難であると認められた場合、施設を利用できないことがあります

⑤ 入所が決定する

入所決定を郵送等でお知らせします

市、または各施設から通知します

⑥ 入所する

毎月1日が入所日となります

入所開始日から慣らし保育があります
月の途中の入所はありません

(3) 申請期間について

入所希望日	受付期間	入所希望日	受付期間
4/1(水)	①12/1(月)～翌1/13(火)	10/1(木)	8/15(土)～9/15(火)
	②1/14(水)～2/27(金)		
5/1(金)	2/28(土)～4/15(水)	11/1(日)	9/16(水)～10/15(木)
6/1(月)	4/16(木)～5/15(金)	12/1(火)	10/16(金)～11/13(金)
7/1(水)	5/16(土)～6/15(月)	1/1(金)	11/14(土)～12/15(火)
8/1(土)	6/16(火)～7/15(水)	2/1(月)	12/16(水)～1/15(金)
9/1(火)	7/16(木)～8/14(金)	3/1(月)	1/16(土)～2/15(月)

※土曜日は子育て支援センターでのみ受付しています。(9時30分から16時まで)

※入所申請書類(P6 参照)は、原則、すべてそろえた状態で申請してください。

なお、保育が必要な理由の証明書類について締切日までに提出できなかった場合は、保育の必要性が確認できないため、入所調整時の優先度は求職活動と同様になりますので、ご注意ください。

※郵送で申請する方締切日必着ですので、余裕を持って郵送をお願いいたします。

※申請後に入所不要となった場合は、申請を取り下げる旨幼保施設課まで連絡してください。

※取り下げの連絡等がない限りは、3月1日入所まで調整します。なお、来年度4月以降入所については、別途、来年度分の申請をしてください。

※育児休業手当給付金の延長手続きに「子どものための教育・保育給付認定申請書」の写しが必要です。必要の方は事前にご自身でコピーを取ってから、提出してください。

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに幼保施設課まで連絡してください。

※市外から転入される方は、必ず入所日までに住民票を苫小牧市に異動させてください。

2. 入所の申請に必要な書類について

(1) 必要な書類一覧

市役所幼保施設課（1階 18番窓口）又はとまこまい子育て支援センターで配布するほか、苫小牧市公式ホームページからダウンロードもできます。また、入所申請の受付も同様に行っています。窓口へ直接来るのが難しい場合は、郵送での配布・受付もしています。

●世帯・子ども1人につき1枚必要

提出確認用

①	子どものための教育・保育給付認定申請書（兼現況届）※記載例はガイド7ページ	
②	心身状況票 ※記載例はガイド8ページ	

●両親それぞれにつき1枚ずつ必要（保育が必要な理由の証明書類）※該当理由の□にチェック

※できる限り最新（おおむね申請日から2か月以内に取得）のものを提出してください。

父 母

③	☐ 就労（育休） ※病気休職中は疾病になります。	就労証明書（育児休業に関する項目に記載がある） ※必ず「記載必要項目チェックリスト」で記載漏れ等が無いか確認した上で、提出してください。 ※会社の方に発行を依頼してください（自営業の場合は*1参照）。 様式は苫小牧市公式ホームページからダウンロードできます。			
	◆休憩時間を除き月64時間以上就労している場合に該当します。 ◆報酬を伴わない労働（報酬が発生しない家事手伝いや自営業の開業準備等）は対象外です。 ◆育休中に入所した場合は入所日から2か月以内に復職していただきます。				
	☐ 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記入のページ）			
	☐ 疾病	疾病診断書*2、疾病・障がい状況申告書*3			
	☐ 障害	障害者手帳又は療育手帳の写し、疾病・障がい状況申告書*3			
	☐ 看護・介護	介護が必要な方の診断書*4、介護・看護状況申告書			
	☐ 家庭の災害	罹災証明書			
	☐ 求職活動	就労約束書			
	◆入所日（入所後に退職した場合は、退職日の翌日）から90日目が属する月の月末までに就労等に該当しなければ退所になりますので、ご注意ください。				
	☐ 就学	在学証明書、就学状況申告書			
◆自習・休憩時間を除き月64時間以上就学している場合に該当します。自動車学校は含みません。					
☐ その他	保育ができないことの証明（幼保施設課までお問い合わせください）				

*1 自営業の場合はご自身で作成してください。なお、自営を証明する書類（営業許可証や開業届出書、登記事項証明書、確定申告書、請負先との委託契約書の写し等）を1点、必ず添付してください。

*2 疾病で「育児及び就労が困難」な場合に限りしますので、診断書に同様の文言がない場合は無効です。

*3 障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方、寝たきり・入院中の方は不要です。

*4 「日常的に介護（看護）を要する」場合に限りしますので、診断書に同様の文言がない場合は無効です。

●世帯につき1枚必要

提出確認用

④	保育施設入所申込者実態調査書 ※記載例はガイド11ページ	
---	------------------------------	--

●下記に該当する方 ※該当する□にチェック

提出確認用

⑤	☐ 入所申請児童に食物アレルギーがある	食物アレルギー申請書等	
⑥	☐ 兄姉が青空幼稚園又は企業主導型保育施設（※）、市外の幼稚園・保育施設等に通園している ※苫小牧みらい保育園、ペンギン保育園、つちっこ保育園	在園証明書	
⑦	☐ 生活保護を受給	生活保護手帳の写し	
⑧	☐ 同居家族に障害者手帳・療育手帳を持っている方がいる	手帳の写し	
⑨	☐ 同居家族に18～64歳の方がいる	保育が必要な理由の証明*5	

*5 学生は提出不要です（①認定申請書の世帯の状況欄に学校名を記載してください）。学生以外の方は提出がなくても申請可能ですが、提出がなければ入所調整時に優先度が下がりますのでご注意ください。

(2) 記載例等

① 給付認定申請書の記載欄

子どものための教育・保育給付認定申請書

年 月 日

保護者は兄弟姉妹で統一してください。
異なる場合は、市で修正いたします。
子どもと同居の方を保護者としてください。

4月～8月入所希望の場合は、令和7年1月1日時点の居住地を記入してください。9月～3月入所希望の場合は、令和8年1月1日時点の居住地を記入してください。

保護者の電話番号および連絡優先順位をご記入ください。

対象の子どもは除いて記入してください。

世帯分離していても、一緒に住んでいる方は記入が必要です。

入所は原則1日付となります。希望施設は送迎可能な園を選択し、4か所以上ある場合は第3希望欄下の空いているところにご記入ください。
※第1希望のみでも構いません。

受入年齢を満たしている園を希望してください。
※認可外保育園は直接園へ申込みをしてください。

育児休業の方はその他にご記入ください。
また、申請書のコピーを各自身でお取りください。

認定区分は最終的に苫小牧市が決定します。希望と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保護者	ふりがな	とまこまい つばさ				
	氏名	苫小牧 翼				
	現在の居住地	苫小牧市旭町4丁目5番6号				
子どもの個人情報	①母 080-ZZZZ-AAAA ②父 090-XXXX-YYYY	本年1月1日時点の居住地	市内・市外(〇〇市)			
	とまこまい みなと	生年月日	令和6年 3 月 1 日			
子どもの個人情報	性別	男・女	障害者手帳			
	有・無	有・無	有・無			
子どもの個人情報	認定者番号	保育の希望の有無				
	※既に認定を	(有) ・ 無				
① 世帯の状況(一時的に別居している。)						
対象の子どもと同居している者	区分	氏名	生年月日	職業又は学校名等	前(当)年度分市・民・税・支・払・の・有・無	備考(別居等)
	とまこまい まこと	父	平成元年 6 月 6 日	〇×商事	(有) ・ 無	別居 ※単身赴任
	苫小牧 真琴	母	平成元年 5 月 5 日	□■ストア	有 ・ (無)	
	とまこまい つばさ	兄	令和4年 9 月 1 日	認定こども園〇〇	有 ・ (無)	
	苫小牧 翼	祖父	昭和35年 7 月 7 日	☆建設	(有) ・ 無	
	とまこまい ひかる	祖母	昭和35年 7 月 7 日	☆建設	(有) ・ 無	
とまこまい 光	祖母	昭和35年 7 月 7 日	☆建設	(有) ・ 無		
とまこまい ごろう	祖母	昭和35年 7 月 7 日	☆建設	(有) ・ 無		
とまこまい 吾郎	祖母	昭和35年 7 月 7 日	☆建設	(有) ・ 無		
生活保護の適用の有無		(無) ・ 有 (年)				
② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名						
利用を希望する期間	令和8年 4 月 1 日 から					
利用を希望する施設(事業者)名 希望する理由	施設(事業者)名		自宅から近い		徒歩・バス・車	
	第1希望 認定こども園〇〇〇		勤務先から近い		(車)	
	第2希望 〇〇〇保育園					
	第3希望 △△保育園					
③ 保育の利用を必要とする理由等						
保育の利用を必要とする理由	続柄	育児休業の方はその他にご記入ください。 また、申請書のコピーを各自身でお取りください。				
	父	就労 □妊娠・出産 □求職活動 □就学				
家庭の状況	母	就労 □妊娠・出産 □求職活動 □就学 □その他(育児休業)				
	家庭の状況	□ひとり親家庭 ・ □左記以外				
希望する利用時間	利用曜日・時間	区分				
	月・火・水・木・金・土	保育標準時間認定 (最大11時間まで利用可) □ 保育短時間認定 (最大8時間まで利用可) ✓				
9時00分～16時00分						

【令和8年度用】心身状況票（0歳児クラス用※）

記入日	年	月	日	児童氏名	児童の生年月日	男・女
保護者名	児童の心身状況について、保育に必要な範囲で関係機関や保健師等に照会することに同意します。 ※生年月日がR7.4.1以降の場合は、裏面の1～5歳児クラス用に記入してください。					
生まれた時の状況について	(1) 出産時の経産回数 通 (2) 身長 cm (3) 体重 g (4) 分娩 ①自然分娩 ②帝王切開 ③その他 () (5) 分娩及び新生児期の異常 無・有 → 具体的に: (6) 保育器の使用 無・有 → 使用の理由: (7) 平熱 度 (2) アレルギー 無・有 → 以下①②記入 ①原因 (食べ物・薬など): ②アレルギーがでた時の状況: ※食物アレルギーがある場合は、アレルギーに関する書類の提出が必要です。					
児童の体質について	(3) ひきつけ 無・有 → 以下①②記入 ①ひきつけの理由: ②その時の体温: 度 (4) 今までにかかった主な病気、入院歴: (1) ゆっくり動かせた物を目で追いますか? (はい・いいえ) (2) 首はすわりましたか? (はい・いいえ) (3) あやうと、声を出して笑いますか? (はい・いいえ) (4) ガラガラを持たせると、少しの間持っていますか? (はい・いいえ) (5) お母さんの声のする方に、振り向きませんか? (はい・いいえ) (6) 喜返りをしますか? (はい・いいえ) (7) アーアー、ウーウー等、声を出してお話しますか? (はい・いいえ) (8) イナイ、イナイ、パーをすると喜びますか? (はい・いいえ) (9) 大人の膝の上で、つま先でピョンピョン跳ねますか? (はい・いいえ) (10) 床に落ちている小さなものを指で拾おうとしますか? (はい・いいえ) (11) 少しの間一人で座って遊べますか? (はい・いいえ) (12) はいはいをしますか? (はい・いいえ) (13) つかまり立ちをしますか? (はい・いいえ) (14) 人見知りをしますか? (はい・いいえ) (15) お父さんお母さんの後追いをしますか? (はい・いいえ)					
乳幼児健康診察について	(1) 乳幼児健康診察を受けましたか。 ☐ 受けた → □1ヶ月 □4ヶ月 □10ヶ月 □3歳 ☐ 受けていない → 理由: (2) 健康診察時に何か指導を受けましたか。 ☐ 受けていない ☐ 受けた (以下①②記入) ①いつ ②内容 (以下に具体的に記入)					
その他	(1) 障害者手帳 (身体・療育) を交付されていますか。 ☐ されていません ☐ されている → □身体 級 障害名 () ☐ 療育 (A・B) ※各手帳の写しを提出してください。 (2) 発達、発育に関する相談や指導を目的に、医療機関や専門の機関 (病院、おそろい、児童相談所等) を利用している、もしくは利用したことがある ☐ 利用していない、利用したことはない ☐ 利用している、利用したことはない ☐ 利用している、利用したことはない 利用内容: 年 月 から 年 月 まで ☐ 利用している (利用内容を以下に記入)					
心配事や、注意してほしいことがありましたら以下に詳しく記入してください。						

当てはまる箇所に
☑を入れてください

②心身状況表 記載例

【令和8年度用】心身状況票（1～5歳児クラス用※）

記入日	年	月	日	児童氏名	児童の生年月日	男・女
保護者名	児童の心身状況について、保育に必要な範囲で関係機関や保健師等に照会することに同意します。 ※生年月日がR7.4.1以降の場合は、裏面の0歳児クラス用に記入してください。					
食事	☐ すべて自分で行える。 ☐ 他人の助けがあれば、どこまでかできる。 ☐ すべて他人に食べさせてもらう。 ☐ すべて自分で行える。 ☐ 他人の助けがあれば、どこまでかできる。 ☐ 自分ではできないが、知らせる。 ☐ オムツが必要。					
排泄	☐ 近所の子とも普通に遊ぶ。 ☐ 近所の子とも遊ぶが、取り残されがち。 ☐ 親 (兄弟) としか遊んでいない。 ☐ いつも一人で遊びがち。					
遊び	☐ 普通に歩き、走る。 ☐ 歩くが、うまく走れない。 ☐ 一人でやっと歩く。 ☐ まだ歩けない。					
1. 乳幼児健康診察を受けましたか。	☐ 受けた (□1ヶ月 □4ヶ月 □10ヶ月 □3歳) ☐ 受けていない (理由): 2. 健康診察時に指導やその後の経過観察を受けましたか。 ☐ 受けていない ☐ 受けた (以下①②記入) ①いつ ②内容 (以下に具体的に記入してください)					
3. 現在、持病等がありますか。(風疹、はしか等の一時的なものは除く。)	☐ ない ☐ ある ☐ ぜんそく ☐ アトピー ☐ てんかん ☐ いれん ☐ 心臓病 ☐ アレルギー (卵・牛乳・大豆・小麦・その他 ()) ※食物アレルギーに関する書類の提出が必要です。					
4. 障害者手帳 (身体・療育) を交付されていますか。	☐ されていません ☐ されている ☐ 身体 級 障害名 () ☐ 療育 (A・B)					
5. 発達、発育に関する相談や指導を目的に、医療機関や専門の機関 (病院、おそろい、児童相談所等) を利用している、もしくは利用したことがある	☐ 利用していない、利用したことはない ☐ 利用している、利用したことはない ☐ 利用している、利用したことはない 利用内容: 年 月 から 年 月 まで ☐ 利用している (利用内容を以下に記入)					
6. 心配事や、注意してほしいことがありましたら詳しく記入してください。						

当てはまる箇所に
☑を入れてください

※各手帳の写しを提出してください。

③就労証明書の注意点

就労証明書

苫小牧市こども未来部長 宛

表面の「記載必要項目チェックリスト」のアルファベット
対照表です。
各項目に記載等があるか確認する際にご活用ください。
※㉔～㉑は「固定就労の場合」か「変則就労の場合」の
どちらかに記載があればOKです。

㉑ ㉒

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄												
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()												
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日												
3	雇用(予定)期間等 ㉑ ㉒	☐ 無期 ☐ 有期 期間 ㉑ ㉒ (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日												
4	本人就労先事業所	名称 住所												
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()												
6	就労時間 (固定就労の場合)	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 ①一日当たりの就労時間数(休憩含む)×㉑一月当たりの就労日数=㉒月間合計時間数と合致すればOK ※ ㉒が週間で記載されている場合は×4して一月当たりの就労日数を算出してください												
6	就労時間 (変則就労の場合)	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 ①一日当たりの就労時間数(休憩含む/No.18備考欄記載の場合あり)×㉑一月当たりの就労日数=㉒月間合計時間数と合致すればOK ※㉒が週間で記載されている場合は×4して月間合計時間や日数を算出してください												
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月												
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
11	復職(予定)年月日 ㉑ ㉒	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日												
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無												
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無 ㉑ ㉒	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定												
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否 ㉑ ㉒												
16	育休延長可否 ㉑ ㉒	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否												
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日												
18	備考欄													
19	保護者記載欄 ㉑ ㉒	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※すでに上の子が認可保育施設に入所している場合は、当該上の子についても記載してください。</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	※すでに上の子が認可保育施設に入所している場合は、当該上の子についても記載してください。				児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)											
※すでに上の子が認可保育施設に入所している場合は、当該上の子についても記載してください。														
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)											

④就労証明書の記載必要項目 チェックリスト

保育施設の入所申請のために就労証明書を提出する方は、提出前に必ず以下①～⑯の項目に記載もれ等がないか確認してください。記載もれ等がある場合は再提出が必要となります。

なお、記載もれ等に気づいた場合は、作成した勤務先等に連絡して再度、記載もれ等がない状態のものをもらい、提出してください。

		確認用	
		父	母
●証明日について			
①	就労証明書右上の証明日に記載がありますか？		
②	記載された証明日は、入所申請を提出する日から2か月以内ですか？ ※すでに上の子が入所していて、現況調査時等に保育施設へ就労証明書を提出している場合であっても、証明日が3か月以上前のものは使用できませんので、再度提出をお願いします。		
●雇用（予定）期間等について			
③	就労証明書№3「無期」又は「有期」いずれかにチェックがありますか？		
④	「無期」の場合は、雇用開始日の記載がありますか？		
⑤	「有期」の場合は、雇用開始日及び雇用終了日の記載がありますか？		
⑥	「有期」の場合は、就労証明書№14 満了後の更新の有無で「有」「有（予定）」「無」「未定」のいずれかにチェックがありますか？		
●就労時間について			
⑦	就労証明書№6 合計時間は、 <u>休憩時間</u> を含めて記載されていますか？ （うち休憩時間 分）の欄は、月間の休憩時間が記載されていますか？ ※優先度の計算に関わりますので、誤りの無いようご注意ください。 ※休憩時間を除いた月間の就労時間が6 4時間未満の場合は「就労」で申請はできません。		
⑧	就労日数（「月間」又は「週間」）の記載がありますか？		
⑨	1日当たりの就労時間×就労日数（月間）で算出した合計時間と、記載された合計時間にズレはありませんか？ 例）1日の就労時間8時間×月の就労日数20日＝160時間なのに記載された合計時間は150時間になっている等		
●就労実績について			
⑩	就労証明書№7 就労実績は直近の3か月分が記載されていますか？ ※最近入社したため実績がない場合でも、見込みで記入が必要です。 ※育休中のため実績がない場合でも、育休を取得する前の就労実績で記入が必要です。 ＜注意＞入所申請時点で就労実績が月間6 4時間に満たない方へ 入所後は、休憩時間を除き月間6 4時間以上就労する必要がありますのでご注意ください。		
●育児休業を取得中の場合について			
⑪	就労証明書№9 育児休業期間に記載がありますか？		
⑫	就労証明書№11 復職（予定）年月日に記載がありますか？		
⑬	【復職後時短勤務が決定している方のみ】就労証明書№12 育児のための短時間勤務制度利用有無の各項目に記載がありますか？		
⑭	就労証明書№15 入所内定時育休短縮可否で「可」「可（予定）」「否」のいずれかにチェックがありますか？		
⑮	就労証明書№16 育休延長可否で「可」「可（予定）」「否」のいずれかにチェックがありますか？		
●保護者記載欄について			
⑯	就労証明書№19 児童名・生年月日・施設名（第1希望）に記載がありますか？ ※保護者の方が記載するところです。必ず記載してから提出してください。		

保育施設入所申込者実態調査書

表

※記入欄

1. 同意事項 (必ずご確認の上、エチケットしてください)

乙以下(1)～(3)の項目に同意の上、子どものための教育・保育給付に係る認定を申請します。

(1) 苫小牧市が算定に必要な市民税の情報(同一世帯者含む)及び世帯情報を閲覧し、また、必要に応じて他の市区町村や関係機関に照会すること同意します。

(2) 上記の情報に基づき決定した保育料又は副食費の免除可否について、利用施設等に対して提示することに同意します。

(3) その他、苫小牧市入所ガイド等に記載の「申請にあたっての同意事項」に同意します。

2. 父母の状況

氏名	(父) 苫小牧 寛	(母) 苫小牧 寛
R7.1.1時点の居住地	市内 () 市外 () ※市区町村を記入	市内 () 市外 () ※市区町村を記入
R8.1.1時点の居住地	市内 () 市外 () ※市区町村を記入	市内 () 市外 () ※市区町村を記入
R6.1.1～R6.12.31の収入	有 () 無 () ※育児休業手当給付金や失業手当は含まれません。	有 () 無 () ※育児休業手当給付金や失業手当は含まれません。
R7.1.1～R7.12.31の収入	有 () 無 () ※育児休業手当給付金や失業手当は含まれません。	有 () 無 () ※育児休業手当給付金や失業手当は含まれません。

現在妊娠中の方

分娩予定日 年 月 日 ※母子健康手帳の写し(妊娠・分娩予定日記入ページ)を添付してください

ひとり親世帯

口 離婚 口 未婚 口 夫婦関係調整(離婚) 調停中 口 その他 ()

専業主婦 年 月 日 ※調停中の場合は調停期日通知書の写しを事件係属証明書添付してください

育児休業取得中の方

以下のどちらかに必ずエチケットしてください。

口 通常通りの入所調整を希望する

口 育児休業の延長が可能なため、入所希望施設に他の入所希望者がいる場合は、他者を優先して入所調整すること同意する

→ 同意期間について、下記のいずれかにエチケットしてください

口 通常 口 () 月入所調整まで。以降は通常通りの入所調整を希望する。

※産後理由が「育児休業」で入所した場合は、入所後2か月以内に復職していただきます。
※下段にチェックした場合でも、他に入所希望者がいなかった場合は通常通り入所調整します。

求職活動で申請する方

口 すでに求職活動を開始している 口 入所してから求職活動を開始する

3. 申請について

希望日に入所できなかった場合の対応 (さようだい)で対応を要したい場合はその旨を記入してください

口 入所できるまで待つ 口 申請を取り下げる (8) 月まで入所を待ち、それ以降は取り下げる

※取り下げない限りは、年度末(3月入所調整)まで調整いたします。1光は9月以降は1号で入所する

入所待ちとなった場合の対応 (複数選択可。1回で申請を取り下げる場合は回答不要です)

口 求職活動の開始時期を遅らす 口 就労開始時期を遅らす 口 育児休業を延長する

口 勤務場所を遅らせていく 口 認可外保育園等を利用する

口 親族を頼る(祖父母・その他 ()) 口 その他 ()

※裏面も記入してください

⑤ 保育施設入所申込者実態調査書 記載例

裏

さようだい同時に入所申請する場合

希望に近い順番に①～④の番号を、希望しない欄は×印を記入してください。

希望順位	希望施設	希望理由
1	入所までに時間がかかっても、同じ保育所に同時に入所させたい	
×	別々の保育所でもよいので、早く同時に入所させたい	
×	1人だけでも、早く入所させたい (どの児童かは問わない)	
2	優先したい児童 (児童名: 兄・光) だけでも、早く入所させたい	

※1人だけ入所した場合でも、保育理由が「育児休業」の方は、2か月以内に復職していただきます。なお、「求職活動」の方は90日以内に就労証明書等を提出し、就労を開始しないと入所児童は退所になります。
※入所後、転園したいという希望がある場合は、転所届を提出してください。ただし、入所していない児童を優先して入所調整するため、転園の調整は難しいです。毎年度希望した場合であっても、卒園まで転園できないこともあります。

4. 別居している祖父母の状況 (同居の祖父母は申請書に記入してください)

氏名	申請児童との関係 (「父の父」など)	居住地 (市内の場合は町名を、市外の場合は郡道府県及び市町村を記入)	年齢	就労
北海 道子	父の母	札幌市	67	有 () 無 ()
北海 博	父の母の夫	札幌市	60	有 () 無 ()
日高 則夫	母の父	埼玉県春日部市	65	有 () 無 ()
日高 良子	母の母	若草町 (住民票は春日部市)	58	有 () 無 ()

5. 申請児童の過去及び現在の保育所等への入所履歴

口 該当なし ※入所履歴がある場合は以下に記入してください

該当児童	施設名	所在地	入所時期	退所理由
光	●▲▲保育園	東京都目黒区	R6年 4月 ~ R7年 8月	転園のため
凌	●▲▲保育園	東京都目黒区	R7年 6月 ~ R7年 8月	転園のため

⑥ 疾病・障害 記載例

診断書（就労及び育児が困難な旨記載）又は障害者手帳等の写しのほか、疾病・障がい状況申告書の提出が必要です。

ただし、身体障害又は精神障害 1・2 級、寝たきり・入院中の方については、「疾病・障がい状況申告書」の提出は不要です。

診断書記載例(疾病・障害用)

診 断 書	
氏名	様
生年月日	年 月 日 才
病名 ○ ○ ○ ○ 上記により、就労及び育児が 困難であると認められる。 _____ _____ _____ _____	
上記の通り診断します 年 月 日 ○○病院 医師 ○○ ○○ 印	

※就労と育児が困難であることを明記してください。

記載例

疾 病 ・ 障 が い 状 況 申 告 書

(あて先) 苫小牧市こども未来部長 様

児童氏名	甲野 花子	(令和3 年 2 月 20 日生)	入所施設名	○○保育園
児童氏名	(年 月 日生)		入所施設名	
児童氏名	(年 月 日生)		入所施設名	
保護者氏名	甲野 義太郎	親柄: 児童の(父)		

出入所施設名: まだ入所が済んでいない方は未記入で結構です

【疾病】 (必ず診断書をつけてください。)

氏 名	甲野 義太郎
病 名	椎間板ヘルニア
症 状	腰痛
児童の保育(担当するものにチェックをしてください)	☐ 自宅での保育が不可能である ☒ 自宅での保育が不可能ではないが、大変困難である ☐ 自宅での保育が不可能ではないが、支援がある ☐ 自宅での保育に支援はない
通 院 回 数	☒ 月2日以上 ☐ 月1日 ☐ その他(回)

【障がい】 (必ず手帳のコピーをつけてください。)

氏 名	
手帳の種類等	身体障害者手帳 級・精神障害者保健福祉手帳 級・療育手帳(A・B)
保育が困難な理由(具体的に記入してください)	

【通院等の状況】 ※通院、自宅療養、障害手帳3級以下の場合、記入してください。
 ※ 通院等の状況について、具体的に記入してください。(月曜日と同じ場合は「同左」とご記入ください。)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	(例)
～ 8:00							
8:00 ～							
9:00 ～	通院	自宅療養が必要	通院	自宅療養が必要	自宅療養が必要		通院
10:00 ～							
11:00 ～							
12:00 ～	リハビリ		リハビリ				リハビリ
13:00 ～							
14:00 ～							
15:00 ～	自宅療養が必要		自宅療養が必要				自宅療養が必要
16:00 ～							
17:00 ～							
18:00 ～							

⑦介護・看護 記載例

保護者が病人の看護・介護のため、保育所の利用を希望する場合に該当します。

介護・看護が必要となる証明及び介護・看護状況申告書が必要です。

→ 介護・看護を要する旨の診断書や、障害者手帳、介護判定

診断書記載例(介護用)

診 断 書	
氏名	様
生年月日	年 月 日 才
病名 ○ ○ ○ ○ 上記により、日常的に 介護（介助）が必要である。	
上記の通り診断します 年 月 日 ○○病院 医師 ○○ ○○ 印	

※介護（介助）が必要であることを明記してください。

記 載 例

介 護 ・ 看 護 状 況 申 告 書

(あて先) 苫小牧市こども未来部長 様

児童氏名	甲野 花子 (令和5年8月1日生)	入所施設名	〇〇保育園
児童氏名	(年 月 日生)	入所施設名	
児童氏名	(年 月 日生)	入所施設名	
介護・看護者氏名	甲野 梅子	続柄	児童の(母)

※入所施設名：まだ入所が決まっていない方は未記入で結構です

※ 介護・看護者記入欄 (介護・看護を受ける方については、診断書を提出してください。)

介護・看護を受ける方	甲野 梅子	年齢	(88)歳
続 柄	児童の(父・母・父方祖父・父方祖母・母方祖父・母方祖母)		
介護・看護を受ける方の住所	苫小牧市〇〇町〇〇番〇号		
介護・看護状況	入院、通院(通院)月、通院(通院)日程度、在宅		
病 名	アルツハイマー型認知症		
抱 持 (保育所施設等 理由もあわせて 記入してください)	身体障害者手帳 紙、精神障害者保健福祉手帳 紙、障害者手帳(A・B) 介護保険認定 要介護(2)、要支援 介護サービス利用：無・有		
介護・看護状況	食事援助、食事補助、着脱衣補助、入浴補助、排泄補助、通院(通院)同行、その他		
その他具体的な 介護・看護内容			

※ 介護・看護の状況について記入してください(月曜日と同じ場合は「同左」とご記入ください。)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	(例)
～ 8:00	朝食補助・ 家事援助	朝食補助・ 家事援助	朝食補助・ 家事援助	朝食補助・ 家事援助	朝食補助・ 家事援助	朝食補助・ 家事援助	朝食介助
8:00 ～							
9:00 ～	病院通院 介助・ リハビリ	家事援助	月曜	火曜	水曜	木曜	病院通院介助
10:00 ～							
11:00 ～	昼食補助・ 家事援助	家事援助	月曜	火曜	水曜	木曜	昼食介助
12:00 ～							
13:00 ～	入浴補助・ 家事援助	入浴補助・ 家事援助	入浴補助・ 家事援助	入浴補助・ 家事援助	入浴補助・ 家事援助	入浴補助・ 家事援助	入浴介助
14:00 ～							
15:00 ～	夕食補助・ 家事援助	夕食補助・ 家事援助	夕食補助・ 家事援助	夕食補助・ 家事援助	夕食補助・ 家事援助	夕食補助・ 家事援助	夕食介助
16:00 ～							
17:00 ～							
18:00 ～							

⑧就学について

月の就学時間が64時間以上(自習時間・休憩時間を除く)の場合に該当します。

就学している学校の在学証明書及び就学状況申告書が必要です。

※職業訓練校は就学扱いです。

⑨妊娠・出産 提出書類

妊娠・出産を理由として保育を必要とする場合の保育期間は、産前8週（多児妊娠の場合は14週）から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までです。

例) R7.9/8（月）分娩予定の場合は、産前8週の7/14（月）から（産後8週がR7.11/3（月）のため）R7.11/30までが妊娠・出産期間となる。

※実際の出産が分娩予定日より早まった（あるいは遅くなった）場合は、出産日から起算して妊娠・出産期間が変更になる場合があります。

母子健康手帳をコピーしてご提出ください。

- ①表紙または母の氏名が記入されているページ
- ②分娩予定日が記入されているページ



①
OR

この欄は手帳を受け取ったときに自分で記入してください。

続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業
母(妊婦)		年 月 日生(歳)	
父		年 月 日生(歳)	
保		年 月 日生(歳)	
護			
者		電話	
居住地		電話	
		電話	

出生届出済証明

子の氏名	男・女
出生の場所	都道府県 市区町村
出生の年月日	年 月 日

上記の者については 年 月 日
出生の届出があったことを証明する。

市区町村長 印

※赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。

②

妊婦自身の記録(1)

ご自身の体調や妊婦健康診査の際に尋ねたいこと、赤ちゃんを迎える両親の気持ちなどを書き留めておきましょう。

妊娠 3か月 妊娠8週～妊娠11週 (月 日～ 月 日)

※妊娠・出産について気軽に相談できる人を見つけおくと安心です。

妊娠 4か月 妊娠12週～妊娠15週 (月 日～ 月 日)

※妊娠初期の血液検査結果を確認しましょう(以降も各種検査結果について確認しましょう。)、
※産後4週間を予定している場合は、医師や助産師、家族と話し合い、準備しましょう。

最終月経開始日	年 月 日
この妊娠の初診日	年 月 日
胎動を感じた日	年 月 日
分娩予定日	年 月 日

※働く女性は、妊娠前診察で医師より「労働(労働時間)制限」が認められる場合があります。
があった際は、「母性健康支援指導事項連絡カード」を活用しましょう。

(3) 入所申請、入所の注意点について

①入所申請について

申込みに必要な書類が揃っていない場合は、受付できない可能性があります。

給付認定申請書に記入する「希望する施設」は、入所を希望する園のみをご記入ください。希望園の上限はありませんが、入所の候補者となった後に辞退することは、他の利用希望者や候補となった保育施設に迷惑をかけることになります。また、その後の入所調整において優先度が下がる等の影響が出る場合があります。申請前に利用を希望する保育園等に見学へ行くことをおすすめします。

※これから市内へ転入される方（住所が決まっている）

住民票を移す前でも申請は可能です。ただし、入所が決定しましたら、必ず入所日前に苫小牧市へ住民票を異動してください。

●申 請 先：苫小牧市幼保施設課 ●必要書類：苫小牧市の入所申請書類

②入所調整について

入所の候補者は、「入所基準（18 ページ参照）」の点数が高い方から決まります。先着順ではありませんので、ご注意ください。

また、希望する施設が少ない方は、長期にわたり入所できない場合があります。また、入所の決定は面接後に決まりますが、面接した後、**食物アレルギー(※)のため園で対応ができない・支援が必要なお子さんで安全に保育ができない**など園で判断された場合は、入所を見送ることとなりますので、予めご承知おきください。

※食物アレルギーがあるお子さんについて

食物アレルギーによる食品の除去を必要とするお子さんに対しては、可能な範囲で除去食を提供しています。※予防のための除去食はお受けできません。

除去食の提供を希望される方は、医師の診断書等提出が必要です。除去が必要な食品の種類・量によっては対応できない場合やお弁当・代替食の持参をお願いすることがあります。幼保施設課の栄養士に相談することも可能ですので、遠慮なくご相談ください。

③入所申請後の変更や取り下げについて

「希望園の追加・変更したい」、「就労先や就労時間が変わった」、「保育が必要な理由の変更」、「同居家族が増えた」、「引越して住所が変更した」などの変更が生じましたら、幼保施設課または、入所している施設へご連絡をお願いします。変更内容により、お手続きが必要な場合があります。

④慣らし保育について

初めて保育施設に入所するお子さんにとっては、新しい環境で過ごすことは大きな負担となります。慣らし保育とはその負担を軽減するため、1～2週間程度の期間で少しずつ保育時間を延ばしていくことです。園やお子さんによって、慣らし保育期間が異なりますので、入所前の面接や見学等でご確認ください。なお、入所日前から慣らし保育を行うことはできません。

⑤保育時間について （※詳細は4ページをご覧ください）

入所後は、保護者が日中家庭保育ができない時間に限り、保育施設を利用することができます。就労の場合は「就労時間＋送迎時間」がお子さんを預けることのできる時間です。両親のどちらかが仕事か休みの場合（土曜日を含む）は、原則預けることはできません（認定こども園の3歳クラス以上児における幼児教育の時間を除く）。

⑥転園について

転園を希望する場合、「転所届」を園に提出していただきます。やむを得ない事情がある場合は、市役所へ転所届をご提出ください。

ただし、転園希望者は優先度が低くなります。卒園までに転園できない場合がありますので、予めご承知おきください。

また、育休継続中に転園する場合、転園先に入所できた日から2か月以内に復帰して頂きますので、予めご承知おきください。

⑦早朝・延長保育について

実施している施設・対象年齢・利用料金は以下のとおりです。

早朝・延長保育は、在籍している園児のみ利用となりますので、実施している園をご確認の上希望園をご記入ください。

実施施設	対象年齢	早朝	延長	利用料
うとない保育園	1歳児クラス～	○	○	100円/30分 <利用上限額（月額）> 30分延長保育 1,200円 標準認定 2,400円 短時間認定 4,800円 ※保育料と別途かかります
はくちょう幼稚園	3歳児クラス～	○	○	
沼ノ端おひさま保育園	1歳児クラス～	—	○	
拓勇おひさま保育園	1歳児クラス～	—	○	
幼稚園 あいか	満1歳～	○	○	
なかの保育園	1歳児クラス～	—	○	
すえひろ保育園	1歳児クラス～	—	○	
苫小牧すみれ保育園	生後4か月～	—	○	
たいせい保育園	1歳児クラス～	○	○	
苫小牧あおば認定こども園	1歳児クラス～	○	○	
さくらぎ保育園	1歳児クラス～	○	○	
認定こども園 ひよし	1歳児クラス～	○	○	
こいとい保育園	1歳児クラス～	—	○	

※早朝・延長保育の利用は在籍園へお申し出ください。

⑧小規模保育施設の入所について

小規模保育施設は 0～2 歳児のみを対象とした施設です。2 歳児クラスのお子さんは、3月で卒園となり、以下の連携施設や他の保育所等へ入所していただきます。例年、夏頃に希望調査を行い、11 月頃に入所希望を在園の施設へ提出していただきます。

連携施設以外の保育所等へ入所をご希望の場合、新規で申請が必要となります。申請については、在籍の施設を通して 12 月頃にご案内しますので、必要書類をご記入の上、在園の施設へご提出ください。

No.	施設名	連携施設	
		認定こども園	
1	な の 花	すみれ保育園 はくちょう幼稚園	もも花幼稚園 第2はくちょう幼稚園
2	バ ン ピ	はくちょう幼稚園	第2はくちょう幼稚園
3	パ ン ダ		
4	コ ア ラ		
5	ヒ ヨ コ		
6	ひだまりのもり	はくちょう幼稚園	幼稚園 あいか
7	な な い ろ	第2はくちょう幼稚園	
8	そ よ か ぜ	かおり幼稚園 いずみ幼稚園	はなその認定こども園
9	ひかりチャイルドケアセンター	ひかり幼稚園	—
10	ベビーエンゼル！！	エンゼル幼稚園	ピノキオ幼稚園
11	ベビーピノキオ		
12	青空にじいろ	もも花幼稚園	青空幼稚園 令和8年8月より幼稚園から認定こども園へ移行予定
13	青空ことり		
14	青空すまいる		

【連携施設とは】

小規模保育事業所は2歳児クラスまでの施設のため、卒園後の受け皿等となっていていただく「連携施設」を上記のとおり各施設で設定しています。

これらの施設については、卒園時に優先的に入所する可能性が高くなります。

【注意事項】

- 連携施設であっても卒園時に必ず入所ができるわけではありません。（定員超過等）
- 連携先で受入れができない場合、市では他園で調整ができるよう最大限配慮します。
※この場合、希望園を増やしていただくなどの対応をお願いする場合があります。
- 連携先の施設では、教材費等の実費が掛かる場合があります。

(4) 苫小牧市保育施設入所基準

令和6年4月入所から適用

	指数名称				点数
基本	就労	被雇用者・自営(中心者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	100
基本				月労働時間数120H以上150H未満	90
基本				月労働時間数80H以上120H未満	85
基本				月労働時間数64H以上80H未満	80
基本			稼働日が16日以上20日未満	月労働時間数150H以上	90
基本				月労働時間数120H以上150H未満	80
基本				月労働時間数80H以上120H未満	75
基本				月労働時間数64H以上80H未満	70
基本			稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	80
基本				月労働時間数120H以上150H未満	75
基本				月労働時間数64H以上120H未満	70
基本				月労働時間数150H以上	80
基本		自営(協力者)	稼働日が20日以上	月労働時間数120H以上150H未満	75
基本				月労働時間数64H以上120H未満	70
基本				月労働時間数150H以上	70
基本				月労働時間数120H以上150H未満	65
基本			稼働日が16日以上20日未満	月労働時間数64H以上120H未満	60
基本				月労働時間数150H以上	60
基本				月労働時間数120H以上150H未満	55
基本				月労働時間数64H以上120H未満	50
基本	妊娠等	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで			100
基本	疾病・障害	疾病	入院	100	
基本			居宅内療養	常時臥床	100
基本				月複数回の通院加療を要する	70
基本				上記以外の自宅療養	50
基本		障害	身体障害1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A		100
基本			障害3級以下、知的障害者B		70
基本	同居親族の介護・看護	心身障害施設への通院時の付添いを要するため、他児童の保育が困難			80
基本		病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護			80
基本	災害復旧に当たっている				100
基本	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている				50
基本	就学	技能習得中・在学中(120時間以上)			90
基本		技能習得中・在学中(64時間以上120時間未満)			80
基本	虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)			999
基本		DV等(行政機関からの相談事例)			200
調整	世帯類型	ひとり親家庭			110
調整		障害者のいる世帯			10
調整	産休明け・育休明けによる入所の場合(B)				40
調整	兄弟・姉妹が既に入所している場合(B) ※1				50
調整	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所している場合(A) ※2				70
調整	兄弟同時入所申請				20
調整	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合				100
調整	65歳未満の同居親族が保育可能な場合				-50
調整	保育士資格を有しており、苫小牧市内の認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育施設)で保育士として稼働する場合であって、入所待ち児童の解消に寄与すると判断される場合				200
調整	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)				200
調整	その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)				10～200

父 基本指数

+

母 基本指数

+

調整指数点(当てはまる分だけ追加)

=

合計点数

ただし(A)に該当する場合、(B)は加算しない

※1 兄弟・姉妹が入所している施設と同じ施設のみ加算対象となります。

※2 兄弟・姉妹が入所している施設以外は、「産休明け・育休明けによる入所の場合」(40点)を適用します。

◎ 転所申請については上記に係わらず0点となり、新規の入所申請者がいない場合のみ調整します。

◆ 保育料等について（２・３号認定）

１．０～２歳児クラスの利用負担額（保育料）等について

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設に入所している０～２歳児のクラスのおさんは、保護者（父母）等の住民税の合計を元に、保育料が決定されます。

（１）保育料算定のしくみについて

- 保育料は、保護者等（父母）の市町村民税額の合計額で算定します。
ただし、以下のいずれかの○に該当する場合は例外となります。

保育料の詳細は
こちら↓↓



令和８年４月～令和８年８月の保育料	令和８年９月～令和９年３月の保育料
令和７年度の市町村民税 （令和６年分所得）に基づいて決定	令和８年度の市町村民税 （令和７年分所得）に基づいて決定

○同居の祖父母がいる場合

- ▶ 父母の収入が一定額〔年収が父母合わせて約 180 万円、ひとり親約 140 万円〕以下であれば、祖父母の税額の高い方も算定に含めます。

○ひとり親家庭が同居により事実婚状態となったあるいは離婚後も父母が同居している場合

- ▶ ２人の税額の合計額で算定します。

- 住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除は、保育料算定上控除の対象にはなりません。これらを控除する前の税額により算定します。

（案）保育料徴収金額表（月額）

（単位：円）

階 層		〇～２歳児クラス 令和５年４月２日以後生まれ ※ ○ 内はひとり親世帯又は在宅障害者世帯			
区分	定義	標準時間		短時間	
		基準額	半額	基準額	半額
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0
		B	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0
C2	市民税所得割 33,300円未満	9,800 (2,450)	0	9,600 (2,400)	0
C3	48,600円未満	13,200 (3,300)	0	13,000 (3,250)	0
C4	50,900円未満	14,100 (3,500)	0	13,900 (3,500)	0
C5	63,600円未満	16,700 (4,200)	0	16,400 (4,100)	0
C6	78,600円未満	21,400 (5,350)	0	21,000 (5,250)	0
C7	97,000円未満	25,400	0	25,000	0
C8	117,300円未満	31,600	0	31,100	0
C9	138,300円未満	39,200	0	38,500	0
C10	169,000円未満	42,900	0	42,200	0
C11	183,300円未満	47,100	23,550	46,300	23,150
C12	228,900円未満	53,000	26,500	52,100	26,050
C13	301,000円未満	61,000	30,500	60,000	30,000
C14	346,600円未満	66,500	33,250	65,400	32,700
C15	346,600円以上	75,600	37,800	74,300	37,150

(2) 標準時間・短時間の認定区分について

保育を必要とする時間によって、【標準時間認定】と【短時間認定】に区分されます。

①【標準時間認定】：7時30分～18時30分の間で11時間までの利用

②【短時間認定】：8時30分～16時30分の間で8時間までの利用

※求職活動・育児休業を理由としている場合は、原則短時間認定となります。

(3) 保育料の軽減世帯について

多子世帯（2人以上お子さんがいる世帯）

①C2～C10階層世帯 ———— までの階層（※上のお子さんの年齢要件なし）

▶同一世帯のお子さんについて、第2子以降は保育料が無料となります。

②C11～C15階層世帯（※上のお子さんの年齢要件あり）

▶保育所等（保育園、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等）を利用する同一世帯のお子さんについて、第2子の保育料は原則半額、第3子以降は無料となります。

ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯

③C2～C6階層世帯が対象 — — — までの階層

▶第1子の保育料が基準額の1/4となり、保育料徴収額表（ ）内の額となります。

《保育料徴収額表の見方》

世帯 階層	右記以外の世帯		ひとり親世帯又は 在宅障がい者世帯	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
C2～C6	【基準額】 の保育料	① 無料 ※上の子の 年齢要件なし	③ 金額表（ ） 内の保育料	① 無料 ※上の子の 年齢要件なし
C7～C10				
C11～C15		② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に 通っている子から数えます	【基準額】の 保育料	② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園等に 通っている子から数えます

2. 3～5歳児クラスの利用負担額（給食費）等について

(1) 副食費について

認可保育所、認定こども園（2号）は、保育料がかかりませんが、給食費を含む通園送迎費・行事費等の実費は保護者の負担となります。

次のページ「(2) 副食費徴収・免除世帯について」の①から④に該当する方は、給食費のうちの副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。

(2) 副食費徴収・免除世帯について

「副食費免除」世帯に該当する方は以下の通りです。免除世帯となった場合は、市から通知します。

副食費（月額）						
市階層		3～5歳児クラス 【右記以外の世帯】		3～5歳児クラス 【ひとり親世帯又は在宅障がい者世帯】		
区分	定義	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
A	生活保護世帯等	① 副食費免除		② 副食費免除		
B	市民税 非課税世帯					AB
						B
C1	市民税均等割のみ					
C2	市民税所得割 33,300円未満					
C3	48,600円未満					
C4	50,900円未満					
C5	63,600円未満					
C6	78,600円未満	全額負担	③ 副食費免除 ※上の子の年齢要件なし	③ 副食費免除 ※上の子の年齢要件なし		
C7	97,000円未満					
C8	117,300円未満					
C9	138,300円未満					
C10	169,000円未満					
C11	183,300円未満					
C12	228,900円未満					
C13	301,000円未満					
C14	346,600円未満					
C15	346,600円以上					
		④ 副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 2人目以降の児童	④ 副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 2人目以降の児童	④ 副食費免除 ※保育所・幼稚園・こども園等 に通っている子から数えて 2人目以降の児童		

令和8年4月～令和8年8月の免除	令和8年9月～令和9年3月の免除
令和7年度の市町村民税 (令和6年分所得)に基づいて決定	令和8年度の市町村民税 (令和7年分所得)に基づいて決定

- ① 保護者の市町村民税所得割額の合計が 63,600 円未満の世帯（階層 A～C5）は副食費が免除されます。
- ② 保護者の市町村民税所得割額の合計が 78,600 円未満（階層 A～C6）のひとり親世帯又は在宅障がい者世帯は、副食費が免除されます。
- ③ 保護者の市町村民税所得割額の合計が 138,300 円未満の世帯（階層 C6～C9）は、同一世帯のお子さんについて、第2子以降のおさんは副食費が免除されます。
- ④ 保護者の市町村民税所得割額の合計が 138,300 円以上の世帯（階層 C10～C15）は保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育施設等に通っているお子さんから数えて、第2子以降のおさんは副食費が免除されます。

◆ 幼児教育・保育無償化について

令和元年 10 月から、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所等を利用する3歳から5歳までの
お子さん及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償化されました。

1. 無償化の対象となるお子さん・施設

区分	認可施設			認可外保育所等	
	教育認定（1号認定）	保育認定（2号・3号認定）※1		保育認定 ※1	
年齢	満3歳から5歳	3歳から5歳	0歳から2歳	3歳から5歳	0歳から2歳
対象施設	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育施設	・認可外保育所 ・一時保育 ・ファミリーサポートセンター事業 ・病後児保育	
保育料 (月額)	0円 ※2 ◎現行制度幼稚園は 25,700 円を上限に無償	0円 ※2	住民税非課税世帯 0円	37,000 円を 上限に無償	住民税非課税世帯※3 42,000 円を 上限に無償
その他	預かり保育※1 1日 450 円を上限 ◎満3歳児の預かりは 住民税非課税世帯※3 のみ対象	※1 無償化の対象となるためには、「 保育の必要性の認定 」を受ける必要があります（詳細は4ページを参照） ※2 給食費、教材費、通園送迎費、行事費などはこれまで通り保護者負担になります（副食費は免除になる場合があります。詳細は21・26ページを参照） ※3 対象となる期間については以下の通りです			
		令和8年4月～令和8年8月		令和8年9月～令和9年3月	
		令和7年度の住民税非課税世帯が対象		令和8年度の住民税非課税世帯が対象	

2. 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するお子さん

【3号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設】

住民税非課税世帯のみが無償となります。

【2号認定：保育所・認定こども園(保育所部分)】

満3歳になった後の4月から無償となります。

【1号認定：幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

入園できる時期に合わせて満3歳から無償となります。

3. 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用するお子さん

【預かり保育とは】

幼稚園の教育時間が始まる前や終わった後の時間に園でお子さんを預かる事業のことをいいます。

【利用料】

【保育が必要な理由】等条件を満たしている場合、＜450 円×利用日数＞を上限に、利用料(月額)が無料となります。利用日数に応じて無償となる利用料(月額)の上限額は変動します。

※【保育が必要な理由】に関しての詳細は4ページをご覧ください。

※詳細は26ページの「3.預かり保育と新2・3号認定について」をご覧ください。

4. 認可外保育施設等を利用するお子さん

【対象となるお子さん】

- 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん
- 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん

【対象となる施設】

- 認可外保育所 ●ベビーシッター ●一時保育
- ファミリー・サポート・センター事業 ●病後児保育

※上記の施設の併用はできますが、認可施設との併用は、無償化の対象外となります。

5. 企業主導型保育施設を利用するお子さん

【対象となるお子さん】

- 3歳児から5歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん
- 住民税非課税世帯で、0歳児から2歳児クラスの「保育の必要性の認定」を受けたお子さん

【対象となる施設】

企業主導型保育施設

※認可外保育施設等の併用はできますが、無償化の対象外となります。

※認可施設との併用はできません。

【利用料】

標準的な利用料の金額が減額されます。

クラス年齢	無償化の上限額
4・5歳児	23,100 円/月 まで無償
3歳児	26,600 円/月 まで無償
1・2歳児	37,000 円/月 まで無償
0歳児	37,100 円/月 まで無償

＊就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳児から5歳児クラスお子さんも、無償化の対象となります。

※認可施設・認可外保育所等と併用できます

不明な点や無償化の詳細などのご相談は 幼保施設課 ☎32-6378 までお願いします。



とま子ヨッポ

◆ 広域入所について

● 苫小牧市から市外の保育施設に入所を希望の方

入所を希望する市町村に就労しているなど条件があります。また、入所を希望する市町村により締切日が異なりますので、苫小牧市の申請期間より早まる可能性があります。市外の保育施設へ入所をお考えの方は、お早めに幼保施設課までご相談ください。

- ・ 申 請 先：苫小牧市幼保施設課
- ・ 必要書類：苫小牧市の入所申請書類

● 市外から苫小牧市の保育施設に入所を希望の方

保護者のどちらかが、苫小牧市内に就労等をしていることが条件です。

ただし、苫小牧市に住民票がある方が優先されますので、希望する園によっては入所が難しい場合があります。予めご承知おきください。

- ・ 申 請 先：お住いの市町村の担当課
- ・ 必要書類：お住いの市町村の入所申請書類

◆ 休日保育について

日曜・祝日に保護者が勤務によりお子さんを保育できない場合、休日保育を利用することができます。利用するためには登録が必要です。※12/29～1/3の間はお休みです

● 対象となるお子さん

- ・ 2号又は3号認定を受け、市内の認可保育園及び認定こども園、小規模保育施設に入所している1歳児クラス以上のお子さん
- ・ 日曜・祝日に保護者の就労により保育の必要性が認められるお子さん
- ・ 授乳・離乳食が完了し、一人歩行が可能なお子さん

● 実施保育園と定員・利用時間

実施園と定員

- | | | |
|------------------|---------------|--------------|
| ・ うとない保育園（ウトナイ南） | 定員：おおむね 10 人 | 受入：1 歳児クラス以上 |
| | （祝日おおむね 20 人） | |
| ・ みその保育園（美園町） | 定員：おおむね 20 人 | 受入：1 歳児クラス以上 |
| ・ たいせい保育園（大成町） | 定員：おおむね 10 人 | 受入：3 歳児クラス以上 |

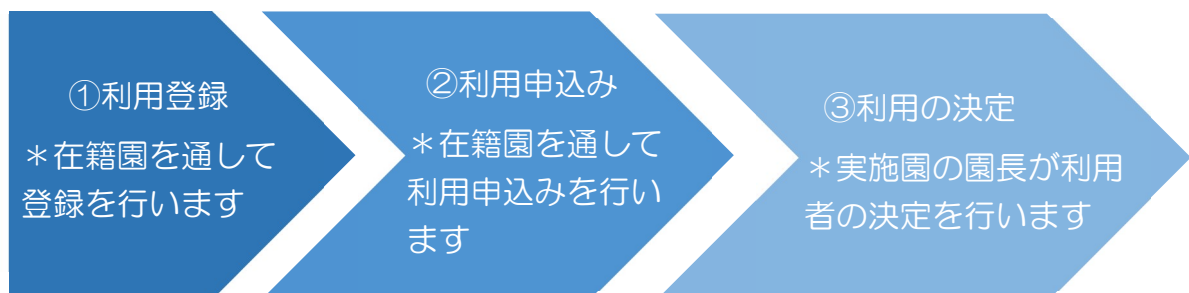
利用時間

午前8時から午後6時までの間（厳守）

※保育時間は、保護者の勤務時間により異なります。

● 利用について

- ・ 入所した月の翌月から利用できます。利用を希望する場合は、利用開始の前月 15 日までに在籍園を通して利用登録を行います。
- ・ 利用登録した保護者は、在籍園へ利用の申込みをしてください。利用登録後は、利用がない場合でも、利用の有無の申告が必要です。
- ・ 申込みのあった方の中から利用者を決定します。定員等の関係で利用できない場合がありますので、予めご承知おきください。



◆ 入園申込みについて（１号）

幼稚園・認定こども園（教育認定）を希望の方は、直接園へお問い合わせください。

① 入園を希望する園から入園願書をもらう

直接園へ受取りに行ってください

願書の配布日については、直接園へお問い合わせください。

② 園に入園願書を提出する

必要書類を持参し、園へ提出をします

願書の案内の中に提出日時の記載がありますので、そちらをご確認ください。

③ 園から入園の承諾をもらう

入園決定の通知をもらいます

園によっては、面談後決定する場合があります。

④ 給付認定

提出書類と一緒に園へ提出、その後市で給付認定を行います

市で給付認定と副食費免除の審査を行います。

⑤ 入園する

入所決定を郵送等でお知らせします

園によって入園式の日時は異なります。園のご案内などをご確認ください。

1. 申込み方法について

入園を希望する幼稚園や認定こども園へ必要書類（入園願書）をもらいに行きます。申込みは直接園へお願いします。空き状況等の問い合わせも、希望園へご連絡をお願いします。

※プレスクールも同様に、申込みや空き状況の問合せについては入会を希望する園へ直接お願いします。

認定区分	対象となる児童	無償化	申込み先
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で 教育を受ける児童	対象	利用を希望する園へ
プレスクールには認定はありません。		対象外	

2. 利用負担額等について

保育料は無償ですが、給食費や送迎費、制服等の実費は保護者の負担となります。実費負担額は各園により異なりますので、希望園へお問い合わせください。なお、次の①から③のいずれかに該当する方は、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

階層		市民税所得割額	第1子	第2子以降
A階層		生活保護世帯	①副食費免除	①副食費免除
B階層		住民税非課税		
C階層		77,100 円以下		
D階層	D1	167,400 円以下	全額負担 (園によって金額 が異なります)	②副食費免除 ※上の子の年齢要件なし
	D2	167,401 円以上		③副食費免除 ※小学3年生から数えて2人目以降の子
E階層		211,201 円以上		

- ①保護者の市町村民税所得割額の合計が 77,100 円以下の世帯（階層 A～C）は副食費が免除されます。
- ②保護者の市町村民税所得割額の合計が 167,400 円以下の世帯（階層 D1）は、同一世帯のお子さんについて、第2子以降のお子さんは副食費が免除されます。
- ③保護者の市町村民税所得割額の合計が 167,401 円以上の世帯（階層 D2～E）は
小学3年生以下のお子さんから数えて、第2子以降のお子さんは副食費が免除されます。

3. 預かり保育と新2・3号認定について

- 預かり保育とは、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）では、教育時間が始まる前や終わった後の時間に園で預かる事業「預かり保育事業」があります。預かり保育の利用料金や預かり時間は園により異なります。

預かり保育を利用する際に、「保育の必要性（4ページ参照）」が認められる場合は、新2号認定・新3号認定を受けることで、〈450 円×利用日数〉を上限に利用料(月額)が無償となります。

認定区分	クラス年齢	保育が必要な理由	対象世帯	無償の上限
新2号	3～5歳児	あり	全世帯	450 円×利用日数
新3号	満3歳児	あり	住民税 非課税世帯	450 円×利用日数

- 申込み先は、在籍園へ利用の申込みをお願いします。園を通して市へ認定をし、後日認定通知を送付します。

各園の利用人数により、預かり保育を利用できない場合がありますので、利用前に在籍園へご確認ください。

- 必要書類は以下の通りです。

- 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

※申請書は、利用を希望する幼稚園・認定こども園、幼保施設課で配布しています。

- 保育が必要な証明書類

※保育が必要な理由の証明書類は 6 ページをご覧ください。

◆ その他の保育サービスについて

1. 一時保育について

保護者のパート就労等により一時的に保育が必要なお子さん及び保護者等が傷病その他の事情から家庭保育ができないお子さんを一時的に保育所等でお預かりする制度です。

(1) 利用区分について

①非定型的保育サービス

内 容 保護者の就労・職業訓練及び就学等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 平均週3日程度

②緊急保育サービス

内 容 保護者の傷病、火災・事故、出産、看護・介護等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 原則1ヶ月以内

③私的理由による保育サービス

内 容 育児による疲れなどをリフレッシュするため、一時的に保育を必要とする場合

保育期間 週3日が限度。ただし、土曜日は利用できません。また、平日の利用についても①、②の利用が優先されるため、利用できない場合もあります。

(2) 対象となる児童

満1歳から小学校就学前で、①～④を全て満たすお子さんに限ります。

①集団保育が可能、②歩行が可能（ハイハイが終わっている）、③授乳の必要がない、

④離乳食が完了している

※保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育施設に入所している場合は利用できません。

(3) 利用について

①利用の前に

利用を希望する園と事前に面接を行い、利用登録をしていただきます。

（原則として上記「2. 対象のお子さんについて」の①～④を満たしてから面接を行います）

なお、登録は原則1園のみです。

②利 用 時 間

午前9時から午後5時まで

③休 日

施設の休園日 ※日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）等

④利 用 料 金

年齢 \ 時間	4時間以内	4時間以上
3歳未満児	800円	1,600円
3歳以上児	600円	1,200円

※ただし、生活保護世帯又は市町村民税が非課税の世帯については、(1)非定型的保育サービス、(2)緊急保育サービスの利用を申し込むときに利用料免除を申請することができます。

(4) 実施園について

施設名	利用定員/日	電話番号	住所
①うとない保育園	5名	82-8161	ウトナイ南3丁目20番1号
②幼稚舎あいか	5名	53-0021	柳町4丁目9番17号
③あけの保育園	5名	57-3543	明野新町5丁目13番30号
④みその保育園	10名	34-4339	美園町4丁目26番10号
⑤苫小牧ふたば幼稚園	5名	34-6250	王子町1丁目2番18号
⑥苫小牧あおば認定こども園	5名	72-7411	見山町4丁目6番4号
⑦ピノキオ苫小牧幼稚園 ※令和8年4月より実施	5名	73-3111	日新町3丁目6番10号
⑧錦岡保育園	5名	67-0033	宮前町2丁目28番15号

(5) 利用方法について（申込みから利用までの流れ）

①施設へ連絡

利用を希望する施設に直接連絡をし、「一時保育の申込み」と伝えて面接の日程を決めてください。

②面接・登録

利用前に、お子さんと一緒に面接を受けていただきます。

○持ち物・・・母子手帳、健康保険証等お子さんの生年月日を確認できるもの

③利用の申込み

原則として**3日前**までに申込みをしていただきます。

また、利用する施設に以下の書類を提出していただきます。

1. 一時保育利用申込書
2. 就労証明書・診断書等保育を必要とする理由を証明するもの
3. 生活保護手帳の写し又は市町村民税非課税証明書

※「(1) 利用区分について ③私的利用による保育サービス」の場合は就労証明書や生活保護手帳等の写しの書類は不要です。

(6) 給食について

利用施設によって異なりますので、詳細は面接時に各施設へご確認ください。

園名	3歳未満児	3歳以上児	
		主食	副食・おやつ
①うとない保育園	利用料に含む (給食・おやつ)	持参	利用料に含む
②幼稚舎あいか		園提供(一食50円)	
③あけの保育園		持参又は園提供(一食50円)	
④みその保育園		持参	
⑤苫小牧ふたば幼稚園		園提供(無償提供)	
⑥苫小牧あおば認定こども園		園提供(一食80円)	
⑦ピノキオ苫小牧幼稚園		園提供(一食120円)	
⑧錦岡保育園		持参	

(7) 持ち物について

主な持ち物は着替え一式やパジャマ、おむつ(必要な児童)、おしりふき等利用施設によって異なります。詳細は面接時に各施設へご確認ください。

2. 病後児保育について

児童が病気やけがの回復期の時、保護者が勤務等の都合により児童を家庭で保育できない場合、病後児保育を利用することができます。利用するためには登録が必要です。

(1) 対象となる児童

- ① 苫小牧市内の認可保育所及び認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育所、企業主導型保育施設に入所している**満1歳以上の児童**
 - ② 授乳・離乳食が完了し、一人歩行可能な児童
 - ③ 入院の必要がない疾病の回復期にあつて集団保育が困難な児童
- ※医師が記入した書類が必要です

(2) 申込み～利用までの流れについて

① 利用登録

- ・原則、利用を希望する日の前日までに利用登録していただきます。
(緊急の場合等は、利用当日の登録も可能です。)
- ・登録にあたってはみその保育園へ「利用登録申請書」の提出が必要です。
(一度提出し、登録すると小学校就学前まで利用が可能です。)

② 仮予約

- ・原則、利用を希望する日の前日までに仮予約をしていただきます。
(定員に空きがある場合は当日でも利用が可能な場合がありますので、みその保育園へお問い合わせください。)

③ 病院受診

- ・かかりつけ医を受診し、医師に「利用連絡書(診療情報提供書)」を記入してもらってください。
- ※医師から病気の回復期でなく急性期であると判断された場合は、病後児保育の利用はできません。
- ※病後児保育の利用が可能と診断されたものの、「利用連絡書(診療情報提供書)」の提出が間に合わない場合はその旨をみその保育園へ連絡してください。

④ 本予約

- ・「利用連絡書(診療情報提供書)」を記入してもらったら、みその保育園へ連絡し、本予約をしてください。
- ※定員に達した場合はお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ・「利用申請書」を記入し、持ち物の準備をしていただきます。

⑤ 利用開始

- ・必要な書類をみその保育園に提出し、利用を開始します。お子様の体調確認や保護者の連絡先の確認などをさせていただきます。

※利用の詳細については、みその保育園病後児保育室(☎84-3603)まで
お問合せください

（３）実施保育園と定員・利用時間

実施園と定員

みその保育園（美園町） 受入人数：おおむね２人（病後児のみ）

利用時間

午前８時３０分から午後５時まで（厳守）※月～金曜日

（４）利用について

事前登録、仮予約が必要です。また、利用料と給食費がかかります。

年齢	利用料	給食費
３歳以上児	1,500 円	300 円
３歳未満児	1,700 円	300 円

３．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労条件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された制度です。

（１）対象となる児童

０歳６か月から満３歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象です。

※保育所や認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、企業主導型保育事業所等に通っていないこども。ただし、認可外保育施設に通っている０歳６か月から満３歳未満のこどもは対象。

（２）利用時間

こども１人につき月１０時間まで

なお、１回あたり１時間以上の利用で１時間を超えた後は３０分単位での利用が可能です。

※当月に残した利用可能時間があっても翌月に繰り越すことはできません。

（３）利用料

こども１人につき１時間３００円（１時間を超えた後は３０分ごとに１５０円）

※苫小牧市内の実施施設では、事業実施経費（人件費、光熱水費等）の一部に充当するため、利用料のご負担をお願いしております。

利用料のほか、各施設によって給食費などの実費負担をお支払いいただく場合があります。

なお、利用料については下表の世帯に該当する場合に減免することができます。

世帯区分	減免額
生活保護世帯	こども１人当たり １時間３００円
保護者及び当該保護者との世帯に属する者が市町村民税非課税世帯	こども１人当たり １時間２００円
保護者及び当該保護者との世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が７万７,１０１円未満である世帯	
要支援及び要保護児童のいる世帯	

(4) キャンセルの取り扱い

予約変更やキャンセルする場合の、本市の取り扱いについてルールを定めています。
キャンセルポリシーをご確認いただき順守ください。

(5) 実施方法

・一般型（在園児合同型）

保育所とは別に定員を設定し、在園児と一緒に過ごすことを基本とします。

・一般型（専用室独立実施型）

保育所とは別に定員を設定し、在園児とは別の専用室で、本制度を利用することも同土で過ごすことを基本とします。

・余裕活用型

保育所等の空き定員の枠を活用して受入れし、同年齢の在園児と同じクラスを中心に過ごします。

※余裕活用型は、保育所等のクラス定員が埋まった場合には利用ができなくなりますのでご注意ください。

(6) 実施施設

市内保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所 20 か所で実施します。

地域	実施施設	所在地	実施施設	所在地
西部	青空ことり保育園	ときわ町 3 丁目	エンゼル幼稚園	しらかば町 5 丁目
	苫小牧もも花幼稚園	澄川町 3 丁目	ベビーピノキオ	日新町 2 丁目
	青空にじいろ保育園	柏木町 2 丁目	ベビーエンゼル！！	しらかば町 5 丁目
	ピノキオ苫小牧幼稚園	日新町 3 丁目	青空すまいる保育園	日吉町 1 丁目
中央部	たいせい保育園	大成町 1 丁目	苫小牧育成そよかぜ保育園	春日町 2 丁目
	かおり幼稚園	弥生町 2 丁目	認定こども園おとわ	音羽町 2 丁目
	苫小牧すみれ保育園	矢代町 3 丁目	苫小牧中央幼稚園	新中野町 3 丁目
東部	苫小牧いずみ幼稚園	三光町 5 丁目	苫小牧のぞみ幼稚園	拓勇東町 8 丁目
	みその保育園	美園町 4 丁目	苫小牧なの花保育園	ウトナイ南 6 丁目
	なないろ保育園	拓勇西町 4 丁目	苫小牧みらい保育園	ウトナイ南 6 丁目

各施設によって実施方法、実施時間、受入年齢や給食提供の有無など異なります

(7) 利用方法

ご利用にあたり、こども家庭庁が運用する「総合支援システム」を活用します。

(8) その他

以下の場合にも、届け出が必要です。

【乳児等支援給付認定変更届】

- ・市内に転居した
- ・保護者及びこどもの氏名が変わった
- ・連絡先の電話番号が変わった
- ・こどもの障がい等の情報に変更があった
- ・婚姻、離婚、死別等、世帯情報に変更があった
- ・利用料の減免対象になった
- ・利用料の減免対象ではなくなった

【乳児等支援給付認定消滅届】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に入所が決定した
- ・企業主導型保育事業所に入所が決まった
- ・市外へ転出する
- ・利用が不要となった

①
申請

保護者は、こども家庭庁のホームページから市に「乳児等支援給付認定申請」を行います。

申し込みはこども家庭庁HPより

※スマートフォン、パソコン、タブレットなどの端末をお持ちではない方は、紙で届け出すことができます。「乳児等支援給付認定申請書」に必要事項を記入のうえ、市役所幼保施設課（市役所 1 階 18 番窓口）へ提出ください。

②
アカウント
発行

市が申請内容を審査し要件を満たすと認めた場合に、保護者のメールアドレスにアカウント発行のメールが届きます。パスワードの設定後、誰通システムにログインすると、「乳児等支援支給認定証」が閲覧できます。

※スマートフォンなどの端末をお持ちではない方には、自宅へ認定証を郵送します。

③
面談予約

「誰通システム」に認定を受けたこどものアレルギーや発育状況などの、利用にあたって必要な情報を入力し、利用を希望する施設を検索し事前面談（親子面談）の予約をします。

希望どおりに面談を受けられる場合は、「誰通システム」からメール通知が届きます。日程の調整を要する場合は、施設から保護者に電話やメールで連絡します。

※スマートフォンなどの端末をお持ちではない方は、利用を希望する施設へ電話し面談の予約が必要です。

④
利用予約

利用施設との事前面談を行い、こどもが安全かつ安心して利用できるようこどもの情報や利用に関する情報等の確認を行います。受入可能となった場合は「誰通システム」でメールが届きますので、空き状況を確認し利用日時を予約します。

施設が利用日を承認すると「誰通システム」から予約確定のメールが届きます。

※スマートフォンなどの端末をお持ちではない方は、利用施設へ直接電話し利用日時の予約が必要です。

⑤
当日に利用

予約した日時に利用してください。登園および降園時に、施設の二次元コードをスマートフォンで読み込んで利用時間を登録します。

※スマートフォンなどの端末をお持ちではない方は、登園および降園時に利用施設の職員へお声がけください。

⑥
利用料の
支払い

降園時に当日利用料を施設にお支払いください。施設によっては、利用料のほか給食費などの実費負担のお支払いが必要な場合があります。

また、支払方法についても各施設によって異なりますので、事前に利用施設にご確認ください。

※詳しい内容については苫小牧HPをご確認ください。

各種届については苫小牧HPよりダウンロードすることができます。

[苫小牧HPはこちら](#)



[こども家庭庁HPはこちら](#)



※提出については市役所幼保施設課（市役所 1 階 18 番窓口）へ提出ください。

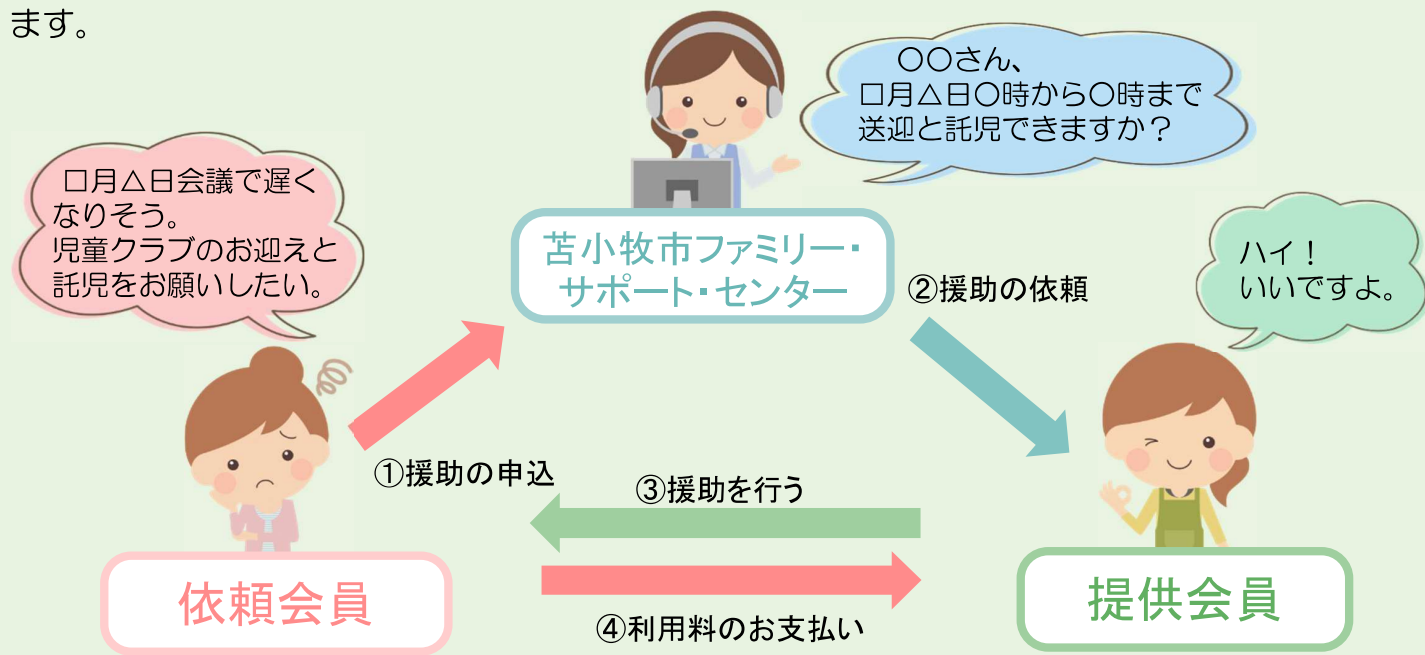
苫小牧市ファミリー・サポート・センター

依 頼 会 員

募 集 中 !!

苫小牧市ファミリー・サポート・センターでは依頼会員（子育ての援助を受けたい人）を随時募集しています。会員登録は無料で受け付けています。

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい人【依頼会員】と育児の援助をしたい人【提供会員】が有償でお子さんを預かる組織をつくり、会員同士で相互援助活動を行うものです。会員相互の信頼関係をもとに、地域で安心して子育てが出来る環境づくりをサポートします。



援 助 内 容

基本の預かり

- 保育施設、学校等の開始前や終了後
- 保育施設、学校等への送迎
- 冠婚葬祭、学校行事等のとき
- 育児から離れてリフレッシュしたいとき
- 児童クラブのお迎え など

病気・緊急の預かり

- お子さんが病気の時
 - 親の急な残業の時
 - 宿泊を伴うとき（1歳以上）
- ※原則として保育施設等に登園・登校できないときは病児扱いになります。また、病気の内容によっては、感染等のリスクからお受けできない場合もあります。

お問い合わせ・申し込み

苫小牧市委託事業

(委託先：NPO法人チャイルドサポートこあら)

苫小牧市ファミリー・サポート・センター

〒053-0015 苫小牧市本幸町1丁目2番21号

教育・福祉センター3F

TEL：0144-84-7266

FAX：0144-84-7269

受付：月～金曜日 9時～16時

(平日ご都合の悪い方は、事務局にご相談ください)



ファミリー・サポート・センター 利用までの流れ

利用対象者

- 苫小牧市にお住まいの方、苫小牧市にお勤めの方
- 0歳～小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
※生後6か月未満のお子さんは、条件付きで援助活動を実施します



1 会員登録をする

ファミリー・サポート・センター事務局へ連絡し来所して会員登録をします
(平日ご都合が悪い方はご相談ください)

2 利用の申し込みをする

ファミリー・サポート・センター事務局へ利用したい日時をお伝えください
事務局で条件の合った提供会員を探しご紹介します

3 利用をする

利用が終わったら、利用料のお支払いをしていただきます

基本の預かり

6:00～22:00
※前日16時までに予約

病気・緊急の 預かり

6:00～22:00(緊急)
7:00～19:00(病児)

1人目	2人目以降
30分 350円	兄弟割引あり (年齢等による)
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費	

【前日16時以降の予約は緊急の預かりとなります】

	1人目	2人目以降
緊急	30分 450円	30分 250円
病児	30分 450円	30分 450円
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費		

【病気の預かりは月～土曜日となります】

利用に
あたって

- ▶ おやつ、食事、おむつ等は依頼会員で用意をお願いします。

宿泊を伴う 預かり

17:00～8:00

キャンセル
料について

- ▶ 前日20時まで ——— 無料
- ▶ 予約時間30分前まで ———
予約時間料の半額(但し上限1,000円)
- ▶ 予約時間30分前から、または無断 — 全額

1人目	2人目以降
7,000円	兄弟割引あり (年齢等による)
交通費 500円(1回) ※依頼会員宅に伺うなどの外出費	

利用料に
ついて

- ▶ 幼児教育・保育無償化に伴い、利用料金が無償となる世帯があります。
※保育所・認定こども園・幼稚園等を利用している方は対象外となります。
- ▶ 非課税世帯やひとり親等の方を対象に利用料金の一部を助成する制度があります。

● 利用料について ●

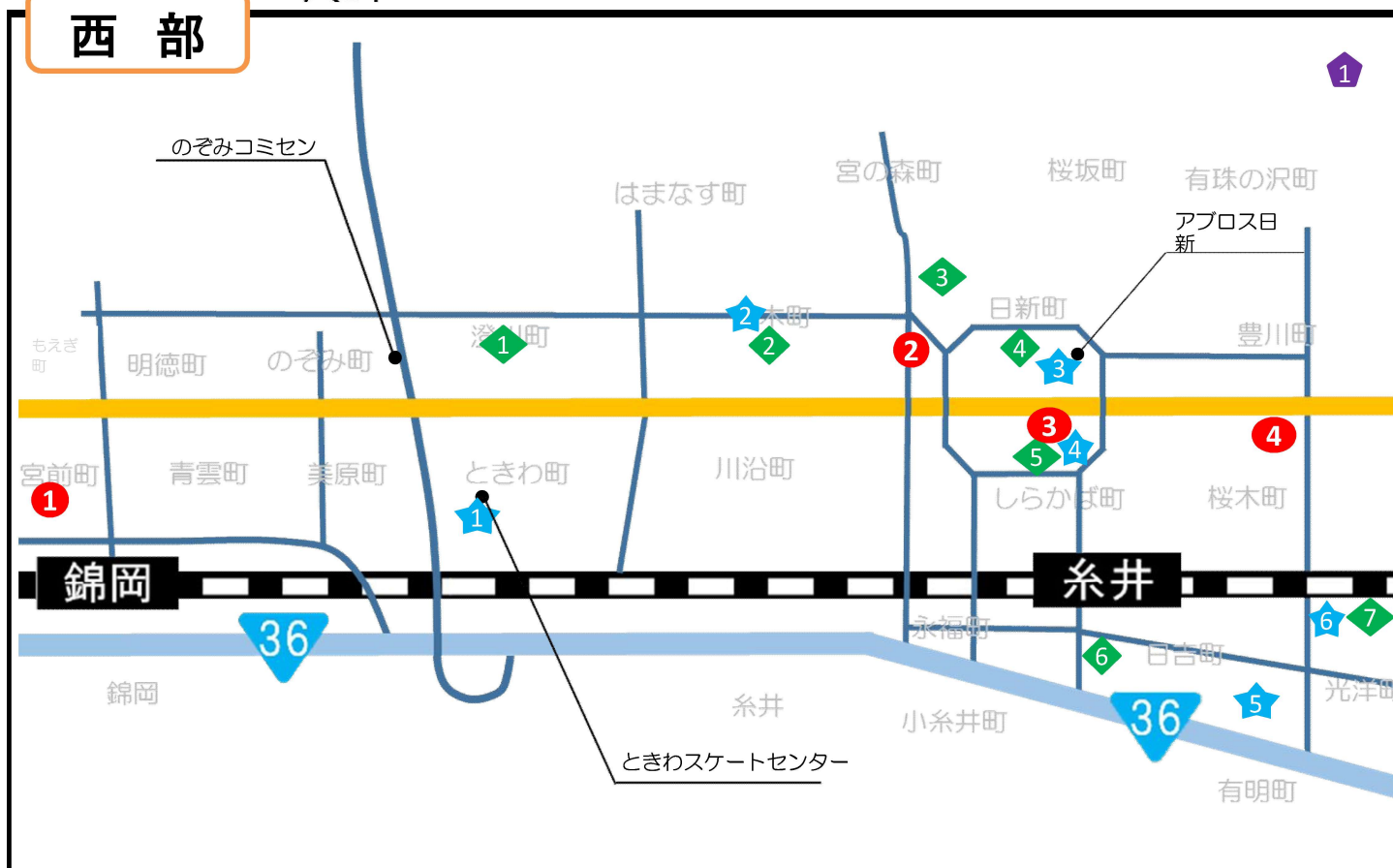
非課税世帯やひとり親の方、無償化についての相談は【市役所幼保施設課】まで

☎ 32-6378



教育・保育施設等 MAP

西部



認可保育所(4園)

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| ① 錦岡保育園 | 【☎67-0033】 | ② いとい北保育園 | 【☎74-2110】 |
| ③ こいとい保育園 | 【☎73-2600】 | ④ さくらぎ保育園 | 【☎73-7033】 |

認定こども園(7園)

- | | | | |
|-------------|------------|--------------|------------|
| ① 苫小牧もも花幼稚園 | 【☎67-5650】 | ② 青空幼稚園 | 【☎72-3266】 |
| ③ ひかりの国幼稚園 | 【☎74-4800】 | ④ ピノキオ苫小牧幼稚園 | 【☎73-3111】 |
| ⑤ エンゼル幼稚園 | 【☎72-0101】 | ⑥ 認定こども園ひよし | 【☎73-7620】 |
| ⑦ 原学園ひかり幼稚園 | 【☎74-4600】 | | |

小規模保育施設(6園)

- | | | | |
|-------------|------------|------------------|------------|
| ① 青空ことり保育園 | 【☎84-3248】 | ② 青空にじいろ保育園 | 【☎74-7459】 |
| ③ ベビーピノキオ | 【☎76-0100】 | ④ ベビーエンゼル!! | 【☎75-7373】 |
| ⑤ 青空すまいる保育園 | 【☎84-3313】 | ⑥ ひかりチャイルドケアセンター | 【☎75-1006】 |

認可外保育所(1園)

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 森のころねようちえん | 【☎080-4500-3996】 |
|--------------|------------------|

中心部



認可保育所(4園)

- | | | | |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 5 たいせい保育園 | 【☎72-9257】 | 6 山手キューピット保育園 | 【☎73-2762】 |
| 7 すえひろ保育園 | 【☎36-9656】 | 8 なかの保育園 | 【☎38-5588】 |

認定こども園(10園)

- | | | | |
|-----------------|------------|--------------|------------|
| 8 苦小牧あおば幼稚園 | 【☎72-7411】 | 9 はなその認定こども園 | 【☎71-6687】 |
| 10 かおり幼稚園 | 【☎72-5503】 | 11 苦小牧すみれ保育園 | 【☎84-3520】 |
| 12 苦小牧ふたば幼稚園 | 【☎34-6250】 | 13 苦小牧聖ルカ幼稚園 | 【☎36-1156】 |
| 14 苦小牧マーガレット幼稚園 | 【☎34-7810】 | 15 苦小牧中央幼稚園 | 【☎84-7357】 |
| 16 認定こども園おとわ | 【☎36-5056】 | 17 苦小牧藤幼稚園 | 【☎32-2742】 |

小規模保育施設(1園)

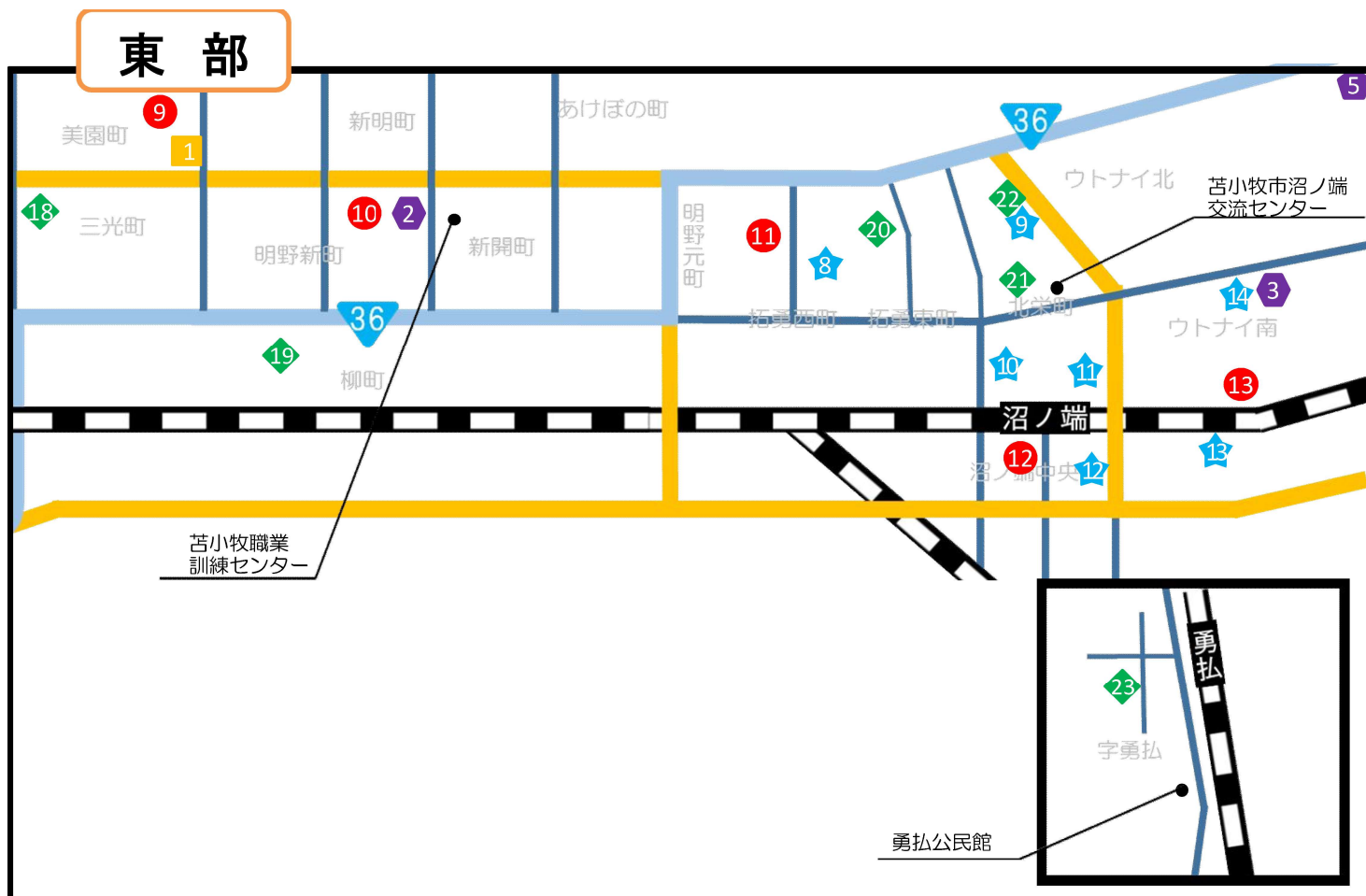
- 7 苦小牧育成 そよかぜ保育園 【☎35-1010】

認可外保育所(3園)

- | | | | |
|----------------|------------|----------|------------|
| 2 リトルハウス さくらんぼ | 【☎36-1112】 | 3 ドレミ保育園 | 【☎82-9970】 |
| 4 苦小牧育成 かすが保育園 | 【☎84-5559】 | | |

企業主導型保育施設(1園)

- 1 つちっこ保育園 【☎61-1025】



認可保育所(5園)

- | | | | |
|--------------|------------|---------------|------------|
| 9 みその保育園 | 【☎34-4339】 | 10 あけの保育園 | 【☎57-3543】 |
| 11 拓勇おひさま保育園 | 【☎52-0020】 | 12 沼ノ端おひさま保育園 | 【☎55-0705】 |
| 13 うとない保育園 | 【☎82-8161】 | | |

認定こども園(6園)

- | | | | |
|---------------|------------|-------------|------------|
| 18 苦小牧いずみ幼稚園 | 【☎33-5370】 | 19 幼稚舎あいか | 【☎53-0021】 |
| 20 苦小牧のぞみ幼稚園 | 【☎51-6200】 | 21 はくちょう幼稚園 | 【☎55-3545】 |
| 22 第2はくちょう幼稚園 | 【☎55-2221】 | 23 勇払幼稚園 | 【☎56-2300】 |

小規模保育施設(7園)

- | | | | |
|--------------|------------|---------------|------------|
| 8 なないろ保育園 | 【☎57-8205】 | 9 ヒヨコ保育園 | 【☎84-8567】 |
| 10 コアラ保育園 | 【☎61-1924】 | 11 ひだまりのもり保育園 | 【☎84-7490】 |
| 12 パンダ保育園 | 【☎84-1740】 | 13 バンビ保育園 | 【☎53-0550】 |
| 14 苦小牧なの花保育園 | 【☎53-6200】 | | |

幼稚園(1園)

- | | |
|------------|------------|
| 1 駒沢苦小牧幼稚園 | 【☎33-9794】 |
|------------|------------|

認可外保育所(1園)

- | | |
|---------|------------|
| 5 植苗保育園 | 【☎58-2456】 |
|---------|------------|

企業主導型保育施設(2園)

- | | | | |
|-----------|------------|-------------|------------|
| 2 ペンギン保育園 | 【☎84-7670】 | 3 苦小牧みらい保育園 | 【☎53-6100】 |
|-----------|------------|-------------|------------|

利用者支援員のご案内

子育てママやパパを支援するため、本市では利用者支援員【保育コンシェルジュ】が市役所の窓口や子育て支援センター等でお客様の様々な相談や要望に応じています。保育所や幼稚園、認定こども園のほか、一時預かり事業や認可外保育施設などの保育サービスについて情報提供等を行っています。



子育てに関する事で、
どこに聞いたらよいのか、わからない時は
《利用者支援員》にお気軽にお尋ねください



市HP

相談窓口	「子ども・子育て相談ナビ」（利用者支援員配置場所）	
	市役所1階 幼保施設課 （18番窓口 ピンクゾーン）	とまこまい子育て支援センター （教育・福祉センター 2階）
受付時間	9:00～17:00（月～金）	9:00～16:00（月～金）
電話番号	0144（32）6224	0144（33）4751

※土・日曜日、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

※不在の場合があります。お電話にてご確認のうえ、お越しください。

苫小牧市こども未来部幼保施設課
（旧健康こども部こども育成課）

【市役所1階18番（ピンクゾーン）窓口】

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
tel：0144-32-6224 fax：0144-32-5578